

第一百五十六回 參議院農林水産委員会会議録

第十四号

平成十五年六月三日(火曜日)

午前十時開会

五月三十日 委員の異動

辞任

ツルネン・マルティ君

大沢辰美君

六月三日 辞任

市田忠義君

大沢辰美君

補欠選任

信田邦雄君

市田忠義君

政府参考人

厚生労働省医薬局

農林水産大臣官房長

農林水産大臣官房統計情報部長

農林水産省総合食料局長

農林水産省農村振興局長

食糧庁長官

水産庁長官

太田信介君

石原葵君

木下寛之君

西藤久三君

須賀田菊仁君

田原文夫君

山本領君

西藤明君

遠藤明君

大沢辰美君

三浦一水君

田中直紀君

常田享詳君

和田ひろ子君

紙智子君

岩永浩美君

太田豊秋君

加治屋義人君

小齊平敏文君

服部三男雄君

信田彰君

松山政司君

郡司邦雄君

羽田雄一郎君

本田良一君

日笠勝之君

渡辺孝男君

大沢辰美君

岩本莊太君

敦夫君

國務大臣

農林水産大臣

亀井善之君

副大臣

農林水産副大臣

太田豊秋君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

渡辺孝男君

事務局側

常任委員会専門員

山田築司君

政府参考人

厚生労働省医薬局

遠藤明君

農林水産大臣官房長

田原文夫君

農林水産大臣官房統計情報部長

山本領君

農林水産省総合食料局長

西藤久三君

農林水産省農村振興局長

須賀田菊仁君

食糧庁長官

太田信介君

水産庁長官

石原葵君

木下寛之君

西藤明君

大沢辰美君

三浦一水君

田中直紀君

常田享詳君

和田ひろ子君

紙智子君

岩永浩美君

太田豊秋君

加治屋義人君

小齊平敏文君

服部三男雄君

信田彰君

松山政司君

郡司邦雄君

羽田雄一郎君

本田良一君

日笠勝之君

渡辺孝男君

大沢辰美君

岩本莊太君

○食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措

○閣提出、衆議院送付)

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関する承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○食品の安全性の確保のための農林水産省関係法

本日の会議に付した案件

○委員長(三浦一水君) 辞任

○農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三浦一水君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三浦一水君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(三浦一水君) 御異

は、これまでの食糧事務所の業務を地方農政局に編入いたしまして、主要食糧業務を一般の農政との連携の下に実施する体制を整備しているところでございまして、これらによりまして米政策の見直しを始めとする各般の施策が円滑に実施されるよう万全を期してまいる所存でございます。

○政府参考人(西藤久三君) お尋ねの二点目のリスク管理業務についてでございます。

地方農政事務所では、当初、農林水産省におけるリスク管理業務のうち、これまでの国と都道府県の役割分担の考え方を踏襲しまして、一つは広域性のある事業者、二つ目は、安全性の確保を図る上で重要な事案に対する事業者等に対する指導監督を行う事務を地方農政事務所で担当することいたしております。

具体的には、一つは、農薬等の生産資材の販売、使用等に関する調査、点検、指導、二つ目は、牛の個体識別情報の管理、伝達に関する監視指導、三つ目は、都道府県を超える広域的な事業者等を対象とした食品表示の監視指導等を行うこととしております。

このような地方農政事務所のリスク管理業務につきましては、現在、県も含めまして三千名体制で実施をいたしておりますが、私ども、これを約千二百名増員して四千二百名体制で実施する、こういうことでリスク管理を行う上で必要な人員は確保できているというふうに考えております。

いずれにせよ、食の安全確保にこの体制の下で万全を期していくかというふうに思つてはいるところでございます。

○加治屋義人君 今回、法案の随所に、農水省、厚労省、環境省の連携が強調されています。從来、折に触れて指摘されてきた縦割り行政あるいは三元重複行政の弊害をカバーしようというふうなことを、そういうふうに思つておられます。

○加治屋義人君 リスク管理に対応して今お話をされたんすけれども、消費・安全局、消費者情報官、食品安全危機管理官、食品安全委員会などが設置されるなど、形の上では万全の体制だと、そういうふうに思つておられます。しかし、いったん

また、そうした状況が発生したときに有効な解決を実現する方法、例えば総理に最終判断を仰ぐとか、こういう想定をされているのかどうか、そのことについて伺いたいと思います。

○政府参考人(西藤久三君) 先生御指摘のとおり、私ども、新たな食品安全行政を言わば各省連携して的確に実施していく、そういう観点から御審議いただいております食品の安全性の確保そのための農林水産省関係法律の整備に関する法律案等におきまして、一つは生産資材の使用段階における基準の設定等に当たり、厚生労働大臣の意見聴取を行い、厚生労働省の所管する食品衛生法の残留農薬等の基準との整合性を確保していくとか、物の指定等に当たり厚生労働大臣の意見聴取を行う、そういうことを対応しているところでございます。

また、そういう中で実際の業務運営に当たりまして重要な問題について行動計画を策定するはか、個別案件で意見の、今先生御指摘のとおり、個別案件での意見の相違が生じた場合の、そういう幹部クラスの連絡会議等を通じて調整を図つていかたいというふうに思つております。

そういう点で、例えば農薬、飼料等の生産資材の適正な使用の確保など、地方段階における監視指導を強化するということも非常に重要でございます。そのため、現在の御審議いただいています法律案におきまして、私どもの出先機関として、先ほど来御論議がありますように、都道府県単位に設置する地方農政事務所において、これまで以上に都道府県との連携協力をを行い、あるいはまた

具体的にということで、例えば無登録農薬の流通、使用等が発覚した場合には、都道府県の、特に保健所を含むわけでございますが、都道府県の保健所等、保健衛生部局が担当して、関連食品の追跡あるいは回収を、一つ出でます。

そういう点で、縦割りの弊害ということを言わぬないよう私ども努力をしていきたいというふうに思つております。

○加治屋義人君 リスク管理に対応して今お話をされたんすけれども、消費・安全局、消費者情報官、食品安全危機管理官、食品安全委員会など

問題が起こったとき、どう有機的かつ有効的に機能をしていくのか、いささか懸念をされます。

実際、対応するとなると、地方自治体あるいは生産者団体、さらには消費者まで含めた連携が求められることになります。このような私の懸念に対しても一度御見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(西藤久三君) 食の安全確保という観点で、内閣府に食品安全委員会設置、あるいは私はリスク管理を担当する当省の組織改正、厚生労働省においても組織の見直しが行われていると。そういう状況の中で、私ども、今申し上げましたように、中央省庁での連絡調整、実行ということの重要性、それと先生御指摘の、言わば地方段階を含めて関係者、消費者、生産者等のリスクコミュニケーションをどうしていくかということをつけております。

そういう観点で、先生の御指摘のありましたスクリューニケーションとすることで、消費者情報官の設置、あるいは地方でもそういうリスクコミュニケーション部局の充実ということを図つてみたいというふうに思つてはいるところでございます。

○加治屋義人君 以上、四点について質問させていただいて、御答弁いただいてありがとうございます。

今、四つの質問をいたしましたけれども、その質問のベースとなる私の所感を、所見を少し申し上げて、農林大臣の御見解を伺いたいと思います。

一つは、法体系及び組織の整備には基本的に異論はありません。

二つ、問題はその運用だと思つています。仮作つて入れれども、その運用にならないよう願つております。

三つ目に、省間の連携は、省益の調整ではなくて相互補完でなければならないと思つています。

そして、省間調整が難航した場合は、国民にとって何が利益かという物差しで考えていただきたい、そう思います。

四つ目には、危険や被害が発生した際、その情報の保留、停滞することによって被害を拡大させない。保留による被害は言わば二次災害であり、過去にいろんな経験をしてまいりました。

五つ目には、事態の発生に際しては、事の重大さの判断が重要だと思います。判断は知識だけで

はなく、経験に基づいた想像力が加味されなければならない。あわせて、情報受信者が自分の手に負えるかどうかの判断もこれまた大切なことではないか、そういうふうに思っています。

しかし、いざれにせよ、今回の法整備の究極の目的は、食の安全を実現すること、国民の安全を確保することです。そのためには、行政的確かな運用が決定的な条件ではないかと、そういうふうに思います。

以上、私の考え方について述べてきましたけれども、大臣のこれに対する御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(龜井善之君) 今御指摘いただきましており、今回のこの食の安全、安心、またいろいろの法改正、この面では、法の整備、組織等々につきましてはいろいろ御審議をいただき、また今も御指摘をいたいたようなわけあります。

今後の食品安全行政、これは、内閣府に設置されます食品安全委員会、そしてそこからのリスク評価、これを私ども農林水産省並びに厚生労働省が受けるわけでありまして、まずこの連携が一番大切なこと、ただ言葉だけなしに、今のお話のとおり、法整備ができ、運用の問題、これらはやはり、意識改革、こういうものが私は必要ではないかと思う。

今までの縦割り、どうも、いろいろの制度は作るわけありますが、それが縦割りの弊害と、こういう問題が多分に指摘をされてきたわけでありまして、今回この食品安全行政、この食品安全委員会のスタートを契機にそのことに十分意を注がなければならぬことではなかろうかと、こう思っています。

そして、私ども農林水産省といたしましては、職員の意識改革、このことに十分意を注がなければならない。そして、食の安心、安全、この政策大綱、これを取りまとめをいたしまして、リスク管理並びにリスクコミュニケーション、これにつきましてなお一層努力をいたしたいと。

またあわせて、先ほど来いろいろ局長から御答

弁申し上げておりますとおり、地方農政事務所の活用、そして都道府県との連携強化、これはきめ細かくいろいろの段階まで進めなければならないのではないかと。県単位あるいは市町村の段階あるいは地方の民間でいろいろのことを一緒に地方と連携をして進める、こういうことも大変重要なことではなかろうかと。

そして、特にこの問題、生産から食品の販売に至るまでの一連の行程というものを十分やらなければならぬわけでありますので、今回法整備をしていたらしくいろいろの問題につきましても、そのような意味で、その監視指導や、あるいはまた食品表示等々につきましても、その力を積み重ねなければならない。

そして、何としても国民の健康の保護を第一に、食に対する消費者の不安を払拭をすると。そして、食品安全行政的確な推進、これに努力をしなければならないわけでありまして、いわゆる法整備あるいは組織ができただけでは、これ正にスタートに着いたわけでありまして、これを私どもは、リスク管理、リスクコミュニケーションを担当する農林水産省いたしましては、先ほども申し上げましたとおり、職員の意識改革、そしてその組織をフルに活用いたしまして、新しい今回、消費・安全局と、食糧庁を廃止してこのよう

な関係でスタートをするわけでありますので、気持ちを新たにして食の安心、安全のために万全の体制を尽くしてまいりたいと、こう思っております。

○加治屋義人君 以上、食の安全について大臣のお気持ちをお聞かせいたしました。どうかひとつ頑張っていただきますようにお願い申し上げた

いと思います。

これは法案の外になりますけれども、お許しをいただきて、養殖漁業についてお尋ねしたいと思います。

我が国の沿岸の漁業資源が大変厳しくなつてしまつたままなお一層努力をいたしたいと。

またあわせて、先ほど来いろいろ局長から御答

が、養殖をめぐっては消費者の心配される事柄があちこちで発生しているのも事実であります。このことは先日の本田委員から厳しく指摘もあつたところでありますので、このことは触れませんけれども、どのような薬が、えさが使われているのか当事者だけしか知らないよ、そういうことでは国民は大変不安であります。しっかりとこのことについては対応をしていただきますようにお願ひしておきたいと思います。

私が今日お伺いしたいのは、鹿児島県の奄美大島の加計呂麻というところで、水産庁主導でクロマグロの稚魚の放流に向けた人工ふ化の取組がされております。私も何回か現地を見させていただいているんですけども、その成果に大きな期待をしておられるんですね。そういうことで、これまでの成果について、また今後の取組について教えていただければ有り難いと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 委員御指摘のとおり、クロマグロでございますけれども、我が国の中核生けすとして貢献していくと独立行政法人水産総合研究センターが統合するといふことでございますので、先ほど申し上げたよう

な実用化技術、基礎技術等々をできるだけ早く完成をし、漁業者の期待にこたえていきたいというふうに考えております。

○加治屋義人君 是非、研究を続けていただき、国際的な一つの中核生けすとして貢献していただければ有り難いなど。よく人に聞きますと、このか分からぬよねと、こういうことを聞くんですけれども、しかし大変楽しみな事業だと思っておりますだけ是非御努力いただきたい。お願いをしておきたいと思います。

現在までの成果でございますけれども、平成十一年度には二十四ミリから四十七ミリのサイズの種苗一万七千尾の生産に成功したということがござりますけれども、その後、十一年度から十四年度にかけて一千尾ないし二千尾程度の生産にとどまっているというような状況でございます。

私がこのように思つております。

私はこのように思つております。

私のところにも鹿児島県の漁業関係団体からこの操業を禁止を求める要望が届いております。

当然、局長、大臣のところにも要望されているか伺いたいと思います。

私のところにも鹿児島県の漁業関係団体からこの操業を禁止を求める要望が届いております。

当然、局長、大臣のところにも要望されているか

と思いますので、その内容を詳しく説明することはいたしませんが、関係者いわく、キンメダイや底物の離島の零細な漁民にとつて大切な漁場に網を入れることは、資源保護の観点からも正に脅威的、死活問題であると大変危機感を募らせておられます。大臣許可の大型漁船が地域で営む零細な漁業者と競合することは私にとってもほつておくわけにいかない、こういうことから質問をさせて

いただいてることを御理解いただきたいと思います。

一つには、底刺し網漁業の南西諸島海域における最近の操業実態はどのようなものなのか、また魚種、漁獲物はどうのようになつておりますか、伺いたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 南西諸島海域でござりますけれども、鹿児島県の漁業者の皆さん方のお話を伺いますと、委員御指摘のとおりキンメダイあるいはその他の底魚の優良な漁場であるといふふうに伺つてゐるところでございます。

昨年の十一月になりますけれども、青森県の底刺し網漁船が正に御指摘のような海域でキンメダイの漁場探索を行つたという事実がございます。私ども、鹿児島県から連絡を踏まえまして、当該漁船に対しまして、一つはこの周辺水域操業いたしましたと鹿児島県の漁業調整規則に違反をするということを指導いたしまして、実際の操業は行つていません。やはり承知をいたしております。

いすれにいたしましても、私ども、今後ともこの海域について十分監視をしてまいりたいというふうに考えております。

○加治屋義人君 今、御答弁いただいたとおり、早とちりというんでしようか、今、答弁を聞いていますと、鹿児島のそういうことだったのかなど思いますが、今はやりの備えあれば憂いなしですね、いち早くこのことに対応していただい

たことにお礼申し上げたいと思います。
それから、底刺し網漁業に対して、自由操業でなくして操業禁止区域をこの際拡大すべきではないかと、こういう今、最初質問しましたそういうことを考え合わせると、この際拡大すべきではないかと、そういうふうに思います。自分たちがせつかく育ててきた資源を育てるという零細漁業者的心にしつかりこたえていくべきではないかと、こういうふうに思うんですけれども、政府の見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 私どもも、沿岸資源の漁業資源の維持、培養というのは非常に重要な

課題だというふうに考えているところでございま

すけれども、先ほど御説明申し上げましたように、底刺し網漁業、南西諸島周辺水域において操業実績がないというような状況でございます。ま

で、私どもも、底刺し網漁業が南西諸島周辺水域で操業を行う意図もないというふうに現段階では承知をいたしております。したがいまして、直ちに規制を掛けるという段階にないのではないかと、いうふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げたような操業実態でござりますけれども、十分この海域における操業については監視をし、必要が生じましたら所要の措置を講じていきたいというふうに考えております。

○加治屋義人君 ありがとうございました。

それぞれの地域の生産者としつかり連携取つていただきながら御努力いただければ有り難いと思ひます。やはり漁業以外に産業がない、外海離島、そして漁業者ですね、やはりこういう方々にとつては、それこそ資源、近海の資源というのは命だと、こういうふうに思つておりますだけに、御答弁をいたいたとおり、しっかりとこれから監視を含めて頑張つていただきますようお願ひをしておきたいと思います。

○和田ひろ子君 民主党の和田ひろ子でございま

す。

今日は、農林水産省の設置法の一部を改正する法律案についての質問時間でありますけれども、まず、もう通告の時間もなかつたんですが、食品安全委員会の委員のメンバーが固まるという今日の新聞の報道があります。もちろんこれは衆議院の本会議で同意を得た上でということなのでありますけれども、もう七人のメンバーは決まっていました。そして、委員長は委員の互選ということでありますが、ほぼ決まっているというふうな情報も流れております。これはどういうことなんでしょうか。大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(龜井善之君) 私も新聞報道で拝見をしただけでありまして、これは内閣の方でいろいろの人選を進められておると、このように承知をしております。私ども農林水産省といたしましては、これに全く関与を私はすべきでなしに、これ

は内閣が決めることでありますので、そこで人選が、この七人のメンバーが、それぞれの専門家と申しますか権威者が人選をされると、このように考えておりまして、新聞の報道で名前を承知しただけであります。

○和田ひろ子君 いつも国会は後追いなんですね。新聞報道より私たちが後追いだということは、私はもう本当に残念です。今日は、官房副長官が十二時半からの議運に出席をされて食品安全委員会の七名の委員の名簿を報告するということなんですけれども、その以前にもうとくにこんなふうに出て、委員長も決まつてあるなんということに対して大変残念、憤りを感じますので、一言申し添えて質問に移りたいと思います。

この設置法なんですか、農業基本法がなふうにして、委員長も決まつてあるなんということに対して大変残念、憤りを感じますので、一言申し添えて質問に移りたいと思います。

○政府参考人(田原文夫君) まず、第一点目の設置法の任務あるいは所掌事務との関係ということにつきましてお答えをさせていただきたいと思ひます。

現在の設置法の第三条におきましては、先生ただいま御指摘されましたように「任務」ということで、我が省の任務は、「食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進」等々ということで任務が第三条に規定されているところでござります。

また、第四条は「所掌事務」ということで、この第三条の任務を達成するために担当します具体的な事務の範囲ということで、八十七号にわたつて新しく、改正法によりますと八十七号にわたりて、新しく、改正法によりますと八十七号にわたりて具体的な所掌事務を規定すると、かような規定ぶりになつてゐるところでござります。

そこで、今回の概念としての食品の安全性の確保ということをごぞざいますけれども、これは率直に申し上げますと、この現行の第三条で規定されております食料の安定供給の確保という概念でござりますとか農林水産業の発展、こういったところに含まれてゐる概念でございまして、殊更これを変えてまいりますと、逆に既存の法体系の中にも食料の安定供給ということで、食品の安全性の確保ということを含んで規定されておる法律がございまして、そういうこととの兼ね合ひという

が、四十六になる予定でありますよね。何で行政の改革、本当にスリムになつていかなけばいけないので、例えは地方は地方で対応るべきというふうに言われますが、農水省は国の直轄、そして厚労省は県保健所の事務となるというふうになると、同じテーブルの中で国直轄と県の保健所の皆さんとの縦割りの行政がそこが生じないのか、大変疑問でありますので、まとめてお答えをいただきました。

そして、先ほども言つておられましたけれども、リスクの評価、リスクの管理、そういうことでも、リスクの評価、リスクの管理、そういうことの改革、本当にスリムになつていかなければいけないので、例えは地方は地方で対応るべきというふうに言われますが、農水省は国の直轄、そして厚労省は県保健所の事務となるというふうになると、同じテーブルの中で国直轄と県の保健所の皆さんとの縦割りの行政がそこが生じないのか、大変疑問でありますので、まとめてお答えをいただきました。

そこで、国務大臣がおっしゃったとおり、内閣が決める事務でありますので、そこで人選が決められると、このように承知をしております。私ども農林水産省といたしましては、これに全く関与を私はすべきでなしに、これが内閣が決めることでありますので、そこで人選が決められると、このように承知をしております。したがいまして、直ちに規制をかけるという段階にないのではないかと、いうふうに考えております。

○政府参考人(木下寛之君) ありがとうございます。大臣にお聞きをしたいと思います。

ことで、任務には規定せずに具体的な所掌事務と
いうことで、新しい十四号」ということで、「農林
水産物の食品としての安全性の確保に関する事務
のうち生産過程に係るものに関すること」云々と、
かように規定をさせているということでござ
います。

それから、二点目に、現在の食糧事務所の数で
ござりますとか、新たに設置されますところの地
方農政事務所の数につきましてのお問い合わせで
ござりますけれども、まず現在の食糧事務所の組
織でございますけれども、現在の農林水産省の組
織令におきまして全国九か所に食糧事務所を設置
するというふうに、これはもう先生御案内のお
りでございますが、そのほかの食糧庁の訓令にお
きまして、各県ごとの事務を分担する事務所とい
うことで三十八か所に設置するというふうになつ
ております。全国では四十七か所と、かように
なつておるわけでございます。

今回のこの設置法の改正に伴いまして、現在の
食糧事務所組織を母体にいたしまして地方農政事
務所を設置させてもらうわけでございますけれど
も、これは地方農政局等の分掌機関ということで
ございまして、全国に三十八か所設置すると、か
ようによ定している次第でございます。

○政府参考人(石原葵君) 私の方からは、二点目
につきまして、お尋ねにつきまして御説明、お答
えを申し上げたいと思います。これ
食糧事務所、ただいま官房長がお答えしたとお
りでございますけれども、九つございます。これ
を地方農政事務所という形で三十八か所に改組す
るのは行革に反するんじゃないかというお尋ねで
ございました。

御案内のとおり、今回の組織改編におきまして
は、昨年六月の食品安全行政に関する関係閣僚会
議、これの取りまとめにおきまして、消費者の健
康保護を最優先にいたしまして、一つには、食品
安全行政にリスク分析手法を導入し、食品の安
全に関するリスク評価を行う食品安全委員会を設置
する。二つには、消費者保護や食品の安全性の確
保の観点から、リスク管理部門を産業部門、産業
振興部門から分離、強化すると。そういう、さら
に、そうする一方で、行政の肥大化防止の観点か
らスクラブ・アンド・ビルト、具体的には食糧
組織の廃止等、既存組織の見直しにより行うも
のとされたところでございます。

今回の組織改編は、この取りまとめ、関係閣僚
会議の取りまとめを踏まえまして、食糧庁の地方
組織でございます食糧事務所、これは九か所でござ
います。それと、ただいま官房長がお答え申し
上げましたように、各県単位に事務を分担する三
十九七か所、これを廃止いたしまして、地方農政
局七か所でございますが、ここへ編入するととも
に、地方農政局所在県以外の三十八都府県に地
方農政事務所を設置するものでございまして、新
設されるものの、すなわち地方農政事務所は新設と
いうことで三十八新設されるわけでございますけ
れども、あくまでも既存組織の見直しにより行つ
るものでございます。

また、組織の地方農政局への編入に当たりまし
ては、食糧事務所の定員につきまして、平成十四
年度末定員八千八百四十三人を平成十五年度末に
は八千百七十二人に削減するとともに、向こう十
年以内に約三千名の削減を目指すこととしており
まして、定員面から見ましても、行政のスリム化
に努力しているところでございます。

このようなことから、委員が御指摘ございまし
た行革に反するのではないかという点は、我々と
いたしましては、組織改編は行革に反するもので
はないと考えているところでございます。

○政府参考人(西藤久三君) 最後のお尋ねの件で
ござります。新設されます地方農政事務所と都道
府県の保健所等との連携についてのお尋ねであつ
たかと思います。

先ほど私、食糧事務所九か所及び各県単位に事
務を分担する三十八事務所を合わせた数四十七か
所というのを九十七か所と言つたようですが、い
すれども、おわびして訂正させていただきま
す。失礼しました。

○和田ひろ子君 それでは、私は、この設置法の
質問はこれで終わりまして、牛の個体識別のため
の情報の管理及び伝達に対する特別措置法案につ
いて質問をしたいというふうに思います。

この法案が衆議院から送付された後にカナダに
BSEが発生しました。汚染国ではなかつたはず
のカナダに発生しました。私たちは、衆議院では
実現できなかつた国内、国外の牛とともにト
レスを求めたのでござりますけれども、大変
な、残念でありましたが、これで、カナダに発生

したということについて、みんなどんな認識を
持つておられるのかな、同じ認識でこの委員会に
臨まれているとすれば、これは大変な問題がある
と思います。当委員会で、各委員会、委員から指摘をされました。経緯についての答弁
によると、五月の二十日、日本では二十一日
だそうですが、カナダ政府がBSEが発生したと
発表しました。それはアルバータ州の牛、八歳の
牛であること、また感染牛は実は一月三十一日に
肺炎の疑いで死亡しているということです。それ
が分かりました。およそ四ヶ月間解明がされ
たわけであります。

一月三十一日以降、五月二十日までにカナダか
ら我が国にどれくらいの牛が、牛肉が輸入された
のか。報道によると五千トンという話も聞いてお
りますが、その肉は回収をされるのか。まずお尋
ねをいたします。

○政府参考人(遠藤明君) 五月二十一日にカナダ
においてBSEの発生が確認をされましたことか
ら、我が国で流通する牛肉等の安全性の確保に万
全を期するために、同日、食品衛生法第五条第二
項に基づくカナダ政府の発行する衛生証明書を受
け入れないこととして、カナダからの牛肉等の輸
入をストップしたわけでございます。また、国内
に流通をしておりますカナダ産の牛肉等につきま
しても、同日より輸入業者別、製品別の輸入実績
を確認し、国内で一頭目のBSE感染牛が発見さ
れた際と同様、特定部位が混入している又はその
おそれがあるものの回収を輸入業者等に対し指示
をしているところでございます。

○和田ひろ子君 なぜ回収されなかつたんじよ
うか。

○政府参考人(遠藤明君) この措置は、一昨年、
国内で一頭目のBSE感染牛が発見された際と同
様の措置ということでござりますけれども、特定
部位につきましては回収を指示をすると、それ以
外の牛肉につきましては特定部位の混入のおそれ
がないというふうなところから回収は指示をして

いないと、そういうふうなこととしたところでご
ざいました。

ざいます。

○和田ひろ子君 肉は何でもないということなんですよね。一般的消費者は、これは日本に発生したとき、全頭検査以前の肉は回収したわけで、どうしてカナダの肉は回収されないと、肉には汚染がないからというふうなお答えだと思いつつ、一般的の国民は、厚生省がそういうふうに言われる、農林省が肉を回収する、厚生省と農林省がそういうすみ分けをしているということは一般の国民にはなかなか理解しにくいことで、どうしてカナダの牛肉がよくて日本の牛肉は回収されただろうと、そういう思いでいるというふうに思いますね。

この対応について、農林省は厚生省に何かアクションを起こしたとか、農林省と厚生省の話合いというのはあつたんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先ほど厚生労働省の方から御答弁申し上げました、特定部位の混入のおそれのある業者に回収の指示をしたということをございまして、それに我々も情報提供等の協力をすることでございまして、それ以後に回収の協力をするということで対応をしているところでござります。そして、先生言わされました、おととしの十月十八日、全頭検査が開始されたわけでござります。それ以前の肉、全頭検査を受けていない国産牛肉を市場から隔離するために隔離事業というのを始めまして、その後十二月には、これをもう焼却するという事業まで追加をしたわけでござります。

この措置は、当時BSE発生直後の混乱期でございまして、先生言われましたように、牛肉そのものはOIE等によりまして安全だと、科学的には安全だというふうにされていたわけでござりますけれども、国民の皆様方の不安を念には念を入れて払拭する、それから、あわせまして、市場に牛肉が滞留をしておりましたので、流通の円滑化も図るということを目的に実施をしたわけでございます。

出してほしい、そういうことありますけれども、一歳以上になるとプリオンがたまるけれども、二十四か月はないということではなくて、検出されるほどないということだけではないんですね。

だから、例えば、やつぱりアメリカはリスク国でありますし、そのリスク国に対する日本の心持ちはどうかね。

として、日本がBSEの発生国としてアメリカにもつともつとやっぱりトレースするべきだ、全頭検査するべきだなんという提言をしていくのが日本じゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) BSEの発生のメカニズムというのはまだ解明されていない部分があるわけでございます。我が国が全頭検査を取りましたのは、BSEが発生をいたしまして、国民に食の安全、安心、両方の面で大きな不安を与えておりまして、国民に対して安心してBSEから安全な牛肉を召し上がっていただくという体制を取るために構築されたものでございます。あくまでもBSEが発生したとすることを前提にした制度として構築したものでございます。

アメリカの場合は、先ほど申し上げましたように、米国そのものはBSEの未発生国といふことでござります。その中で、カナダ由来のものが混じらないような措置を、できるだけの措置を取つておりますので、それは、そういう措置によりカナダ由来の牛肉が我が国に入ることを防止するということで、アメリカ自体にいろいろ言うというのは国際協定上非常に難しい面があるというふうに認識しております。

○和田ひろ子君 本当は、アメリカは全世界に牛肉を提供しています。もしがアメリカに发生了したら、これは世界のパニックになるというふうに思います。アメリカ国内だけでの問題ではないんだから、そのくらいを言えるような日本であつてほしいなというふうに思います。

また、答弁の中で、EUはどうのこうのなんていう話を聞きますが、EUはちゃんと一、二、

三、四というふうに、食肉と原産地との確実なリンクが確認できる照合番号とか、屠畜場の認可番号とか国名、解体工場の認可番号、国名、二〇〇一年一月からの追加表示項目で出生地、肥育地、屠畜地なんというふうにEUこそききちと言つてますから、もう障壁とか、そんな国際協定なんということは、本当にOIEだつてだんだん変えてきてるんじゃないですか。

日本の国民の生命を守る、命を守るという農林省はそういう気持ちに立つてアメリカにも言うべきだし、そのリスクの国からはもらわない、そして外国の肉にもトレースするようなことを本当にただきたかったなというふうに思います。

国民に安心とか安全という提供で農林省の何かでできたか、どこから来た牛か、その牛がどんなところで飼われていたか、どこで生まれたかといふ、人間で言う住民基本台帳みたいなものですか

○國務大臣(魯井善之君) 仮に、輸入先国でBSEが発生をし、また発生の疑いと、こういうことが認められた場合には、先ほど来カナダでの発生

と同様に、家畜伝染病予防法に基づきまして牛

等を直ちに輸入停止をすると、また輸入されてい

る牛肉等については厚生労働省による食品衛生の

観点からの措置に対して積極的な情報提供と、こ

ういうことであります。万全な体制と、また責

任を持ってそれに対応するということが一番重

要なことと、こう思つております。

これらに向かつて、今回のいろいろの委員会の

御審議等も踏まえまして、そういう事態に対しま

してなお一層そのようなことをすること

心、安全、これが図られるようなことをすること

が私の責任と、こう思つておりますので、そのつ

もりで努力をしてまいりたいと、こう思つており

ます。

○和田ひろ子君 何度も言います。

本法案に安全という観念はない。BSE患畜が

が発生したとき、農林省の答弁は、国会で家畜伝

染病予防法の改正のときにお決めをいただいた、附

う意味で、家畜伝染病予防法の特別法であるとさ

れております。消費者にも個体識別の情報が伝達

されることから、安全確保のためのものと位置付

けられているようありますけれども、であれ

ば、なぜこの法案を牛肉のトレーサビリティ法

というふうに呼ばれるのでしょうか、お尋ねを

いたします。

〔委員長退席、理事常田享詳君着席〕

○政府参考人(須賀田菊仁君) この法律自体は、

正に先生言われましたように、目的規定でも法律

の名称でも、牛の個体識別情報の適正な管理及び

伝達に関する特別措置を講じてBSEの蔓延防止

措置の実施の基礎とする。それと併せて、牛

肉に関する個体識別情報を提供をして、消費者利

益の増進を図る。こういうふうに目的規定に書い

ているわけでございまして、あくまでも個体識別

情報の伝達の制度でございます。それによりまし

てBSE蔓延防止措置の実施の基礎とすることが

できますと、こういうことを目的にした制度ではございます。

○國務大臣(魯井善之君) 仮に、輸入先国でB

Sが発生をし、また発生の疑いと、こういうこと

が認められた場合には、先ほど来カナダでの発生

と同様に、家畜伝染病予防法に基づきまして牛

等を直ちに輸入停止をすると、また輸入されてい

る牛肉等については厚生労働省による食品衛生の

観点からの措置に対して積極的な情報提供と、こ

ういうことであります。万全な体制と、また責

任を持ってそれに対応するということが一番重

要なことと、こう思つております。

これらに向かつて、今回のいろいろの委員会の

御審議等も踏まえまして、そういう事態に対しま

してなお一層そのようなことをすること

心、安全、これが図られるようなことをすること

が私の責任と、こう思つておりますので、そのつ

もりで努力をしてまいりたいと、こう思つており

ます。

○和田ひろ子君 何度も言います。

本法案に安全という観念はない。BSE患畜が

が発生したとき、農林省の答弁は、国会で家畜伝

染病予防法の改正のときにお決めをいただいた、附

う意味で、家畜伝染病予防法の特別法であるとさ

れております。消費者にも個体識別の情報が伝達

されることから、安全確保のためのものと位置付

けられているようありますけれども、であれ

ば、なぜこの法案を牛肉のトレーサビリティ法

というふうに呼ばれるのでしょうか、お尋ねを

いたします。

〔委員長退席、理事常田享詳君着席〕

○政府参考人(須賀田菊仁君) この法律自体は、

正に先生言われましたように、目的規定でも法律

の名称でも、牛の個体識別情報の適正な管理及び

伝達に関する特別措置を講じてBSEの蔓延防止

措置の実施の基礎とする。それと併せて、牛

肉に関する個体識別情報を提供をして、消費者利

益の増進を図る。こういうふうに目的規定に書い

ているわけでございまして、あくまでも個体識別

情報の伝達の制度でございます。それによりまし

てBSE蔓延防止措置の実施の基礎とすることが

できますと、こういうことを目的にした制度ではございます。

○國務大臣(魯井善之君) 仮に、輸入先国でB

Sが発生をし、また発生の疑いと、こういうこと

が認められた場合には、先ほど来カナダでの発生

と同様に、家畜伝染病予防法に基づきまして牛

等を直ちに輸入停止をすると、また輸入されてい

る牛肉等については厚生労働省による食品衛生の

観点からの措置に対して積極的な情報提供と、こ

ういうことであります。万全な体制と、また責

任を持ってそれに対応するということが一番重

要なことと、こう思つております。

これらに向かつて、今回のいろいろの委員会の

御審議等も踏まえまして、そういう事態に対しま

してなお一層そのようなことをすること

心、安全、これが図られるようなことをすること

が私の責任と、こう思つておりますので、そのつ

もりで努力をしてまいりたいと、こう思つており

ます。

○和田ひろ子君 何度も言います。

本法案に安全という観念はない。BSE患畜が

が発生したとき、農林省の答弁は、国会で家畜伝

染病予防法の改正のときにお決めをいただいた、附

う意味で、家畜伝染病予防法の特別法であるとさ

れております。消費者にも個体識別の情報が伝達

されることから、安全確保のためのものと位置付

けられているようありますけれども、であれ

ば、なぜこの法案を牛肉のトレーサビリティ法

というふうに呼ばれるのでしょうか、お尋ねを

いたします。

〔委員長退席、理事常田享詳君着席〕

○政府参考人(須賀田菊仁君) この法律自体は、

正に先生言われましたように、目的規定でも法律

の名称でも、牛の個体識別情報の適正な管理及び

伝達に関する特別措置を講じてBSEの蔓延防止

措置の実施の基礎とする。それと併せて、牛

肉に関する個体識別情報を提供をして、消費者利

益の増進を図る。こういうふうに目的規定に書い

ているわけでございまして、あくまでも個体識別

情報の伝達の制度でございます。それによりまし

てBSE蔓延防止措置の実施の基礎とすることが

できますと、こういうことを目的にした制度ではございます。

○國務大臣(魯井善之君) 仮に、輸入先国でB

Sが発生をし、また発生の疑いと、こういうこと

が認められた場合には、先ほど来カナダでの発生

と同様に、家畜伝染病予防法に基づきまして牛

等を直ちに輸入停止をすると、また輸入されてい

る牛肉等については厚生労働省による食品衛生の

観点からの措置に対して積極的な情報提供と、こ

ういうことであります。万全な体制と、また責

任を持ってそれに対応するということが一番重

要なことと、こう思つております。

これらに向かつて、今回のいろいろの委員会の

御審議等も踏まえまして、そういう事態に対しま

してなお一層そのようなことをすること

心、安全、これが図られるようなことをすること

が私の責任と、こう思つておりますので、そのつ

もりで努力をしてまいりたいと、こう思つており

ます。

○和田ひろ子君 何度も言います。

本法案に安全という観念はない。BSE患畜が発生したとき、農林省の答弁は、国会で家畜伝染病予防法の改正のときにお決めをいただいた、附う意味で、家畜伝染病予防法の特別法であるとさ

なんですよね。そしてまた、販売業者などに表示の義務を義務付けて罰則まで設けているんですから、これまた不思議なんですねけれども、どう思われますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 食品安全基本法、先般国会で成立を見たところでございます。その中に、農家を含みます食品関連事業者の責務といふことで、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならぬ

という責務が規定をされていてございます。それから、各種の政策に当たりまして、表示というものが食品安全性の確保に重要な役割を果たしているということで、食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置を講じなければならないということも、同じく食品安全基本法に規定をされているところございまして、この法律は、これを受けまして、牛の個体情報を個体識別番号というもので管理をいたしまして、屠畜以降の流通段階に順次表示を義務付けて、最終的には消費者の手元まで正確な情報を伝達するというところでございます。これは、食品安全基本法でいります、先ほどの情報伝達の責務等々と即しているわけでございまして、そういう意味で安全連法案として御審議をいただいているわけでござります。

私ども、食の安心と安全というものは不可分一体の行政課題であろうというふうに考えておりまして、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給過程の各段階において、食の安全を確保するために必要な措置を講ずるための法案と一緒にになつて、この情報伝達のための制度も御審議いただきましたのが適当であろうということで御審議をお願いをしているわけでございます。

○和田ひろ子君 だから、トレーサビリティーが安心の確保のためのものとする政府の見解というのは、私、不思議だと思うんです。国民の安心といふのは、全頭検査こそそれは安心だと思いますよ。トレーサビリティーが安心ではないんですね。

よ。だってトレーサビリティーなんかしたって安心の肉なんて分からぬじやないですか。全頭検査をすればそれは安心ですよ。だから、安心と安

全の国民の意識と農林省の意識は随分違う。安心も安全も同じものではあるんですけども、そうしたら安全と安心なんて分けることないんですよ。全頭検査が安心であれば疑似患畜なんか殺す必要もないんだし、そういうことをきちんとやつていかないとおかしいと思います。

〔理事田中直紀君退席、委員長着席〕
安心確保のためのものとする政府の見解、主張は、私は誤りだというふうに思います。私たち

は、食品安全確保のためのものと考へて、国産品も輸入品もそれを問わないで牛肉の安全性の確保が図られるようを考えるべきだというふうに思いますが、大臣の御見解をお願いします。

○國務大臣(鶴井善之君) この牛肉の安全、安心、この問題として、この安全の面では、屠畜場における全頭検査体制の確立と、こういうあればありますし、安心、こういう面では、全頭検査でも不安と、こういう消費者がおられると、こういふ面からトレーサビリティ法、これに基づきまして個体識別の情報の制度の確立、こういうことを考えておるわけでありまして、正に食の安全、安心の確保と、これは大変重要なことであるわけでありまして、ある面では食の安全と安心は不可

能の一体の行政と、このように思います。

そこで、安全を確保することは安心のための不可欠のことと、このように認識をいたしております。先ほど申し上げましたとおり、このトレーサビリティー、こういうものを通じて安全、安心、これが確保されるようになります。

○和田ひろ子君 私は、トレーサビリティーは国民の安心は得られないというふうに思います。安心のためのものではないというふうにもおつ

しやつておられますので、もう少し安全、安心を確保するならば、日本の肉も国外の肉も同じじト

レースを求めるべきだし、日本の業者だけがリスクを負うというふうに思っています。

○和田ひろ子君 私は、トレーサビリティーは国

民の安心は得られないというふうに思います。安心のためのものではないというふうにもおつしやつておられますので、もう少し安全、安心を確保するならば、日本の肉も国外の肉も同じじト

クを、何というか、背負うというか、お金も掛かるわけですから、日本の業者にだけトレースするための金を掛けさせて外国の業者には掛けさせない、そんな日本のやり方にも不満ですし、もっと

もつと国民の命を守るという点でこの牛肉のトレーサビリティ法案ができるばいいなどという思いで今日は修正案を出させていただきますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○日笠勝之君 公明党の日笠勝之でございます。まず、このたびの農林水産省設置法一部改正に伴いまして食糧局が廃止になるということでござります。初めに、その絡みにつきまして、関連につきまして何点かお伺いをいたします。

まず、食糧庁職員のうち、平成十四年度それから十五年度、十五年度といつても実質は七月一日以降の再編後という意味のことござりますが、平成十四年度、十五年度、食糧庁職員のうち、一般会計職員、特別会計職員はそれぞれ人数はどうなっておりますか。

現在といたしますが、十四年度末でございますけれども、一般会計が、これは食糧廳、食糧事務所を全部合わさった数字でございますけれども、一千九百四十七名となつております。そして特別会計が七千三百五十三名といふことでございます。

これが今回の組織改編後は、一般会計が七千五百四十九名と申し上げましたけれども、これはリスク管

理の部分も入つておりますので、むしろ六千七百二十七名と言つた方が正確かもしれません。これは訂正させてください。

○日笠勝之君 そうすると、先ほど長官がおつしやいましたように、共通経費、物件費は人數配分等で修正して平成十五年度計上していると、こ

ういうことでござります。

○日笠勝之君 そういたしますと、平成十四年度は、一般会計、特別会計の職員は一対三・八といふことだつたわけですね。食糧廳職員のうち、一

四十九名、特別会計が一千七百六十八名といふことに変わります。

年七月一日以降、再編後は反対に、一般会計の分の職員が三・八で、特別会計の職員が一といふことで逆転をするわけですね。——何かあります

か。でしよう。

○政府参考人(石原義君) はい。

そこで、平成十四年度と十五年度のこの特別会計の食糧特会でございますが、この特会の十四年度、十五年度を見比べますと、いわゆる物件費とか会費ですね、こういうものの費用はどういう配

分方法で修正をしたんでしょうか。

○政府参考人(石原義君) 庁費等の負担の配分でございますけれども、今回の組織再編に伴いまして、平成十五年度予算におきましては、庁舎等の事務費につきまして、主要食糧業務といいますか、食糧の買入れ、売渡し、保管及び農産物検査の実施等といった食糧管理業務にかかる事務費は食糧管理の特別会計といふことにしております。

ですから、リスク管理や消費者対策にかかる事務費につきましては、職員の構成、これを基本にいたしまして配分したところでございます。

なお、先ほど私、数字を、一般会計七千百四十九名と申し上げましたけれども、これはリスク管

理の部分も入つておりますので、むしろ六千七百二十七名と言つた方が正確かもしれません。これは訂正させてください。

○日笠勝之君 そうすると、先ほど長官がおつしやいましたように、共通経費、物件費は人數配分等で修正して平成十五年度計上していると、こ

ういうことでござります。

○日笠勝之君 そうはいいながら、詳しく述べますと、普通運送費であるとか職員厚生経費、光熱水料、通信運搬費、こういうものは相当額特別会計では計

上が減額されておりますが、自動車維持費であるとか一般事務処理費はそんなには変わつてはいませんですね。

ところで、次のは、そうはいいながら、食糧厅

特別会計で所有している車両でございますが、車、これは資料いただいたんで、もう早く行かな

きや、質問しなきゃいけませんので私の方から申し上げますと、十四年度が特別会計で所有している車が千六百十五台、十五年度は千五百五十七台ということです。これは人数配分だとかということから見ればそんなに変わらないわけですね。

それから、以前も長官とちょっと議論いたしましたが、パソコンの五年物のリースですね、こういうふうなものも、リース期限が来る前に特別会計から一般会計へ付け替えるかとか、こういう問題もあるわけですが、こういう車両だと事務用機器だとパソコンなどの、こういうようなものの処理はどういうふうにされたんですか。

○政府参考人(石原葵君) 基本的には、今回の再編に伴う諸物品の帰属、これは専らどのような用務に供されるかと、こういうふうなことを勘案しまして整理いたします。

ただいまお話をございました車両については、本省分、それから地方農政局及び地方農政事務所分のすべてを一般会計へ管理替えしております。それから、ライトバンでございますけれども、これは専らその業務の運営に使われるということで、米の備蓄運営や当面継続します農産物検査、こういうのに活用されるわけでございますので、これは従来同様食糧会計へ管理替えしております。

管別会計で管理したところでございます。それからまた、こういうものをどういうふうにやっていくのかと、こういうふうな判断を第一に考えまして区分計上しているところでございます。

○日笠勝之君 いわゆる車検が来るときとかリースが切れるときは、一般会計分なら一般会計の一覧会計分へ付け替えるとか、こういうことなんかなど、こう思っておりますが。これは、なぜそんなことを申し上げるかという

と、財政法の十三条に特別会計といつことで、特定の歳入をもつて特定の支出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り特別会計が設置できると、こういうことがありますから、一般会計と特別会計は厳密にこれは区分けをしなきゃならぬわけですね。

ところが、ちょうど過渡期でもあり、リースだとか一年だとかいうこともあります、過渡期的なこともあるのでやむを得ないかと思いますが、一般会計と特別会計がごちゃ混ぜになつてているところがあるわけですね。

そういうことで、今後、これから更に十年間で三千人削減するとか、将来は、平成十八年には統計・情報センターと地方農政局が統合するとか、だとか一年だとかいうこともあります、過渡期的なこともあるのでやむを得ないかと思いますが、一般会計と特別会計がごちゃ混ぜになつているところがあるわけですね。

今おっしゃつていただいた数字なんか見ながら、もしこれを聞いている人がいれば、え、特別

会計の帰属につきまして適正に行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○日笠勝之君 是非そういう方向で厳正にやつていただきたいと思います。

今おっしゃつていただいた数字なんか見ながら、もしこれを聞いている人がいれば、え、特別

会計職員が千七百六十八名、車が千五百五十七台のかなと、こういうふうなことになつちゃうわけですね。そうでないことは先ほどの説明でよく分かりましたよ。

そういうことがありますので、ちゃんととした説明責任とというのはあるわけですから、きちんと、そういうことを説明できるようなことはこれからもきちっと、予算計算上、概算要求そろそろ始まりますので、対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、これちょっと古い話でしようが、平成十年十二月に、米の生産・流通等に関する行政監察結果に基づく勧告ということが当時の総務庁から出されております。これを見ますと、いわゆる指摘事項の中に、地域の食糧事務所、支所ごとの業務量に大きな格差が見られるということで、例えば、総務関係業務、食糧事務所一人当たり十人から三十九人程度の格差があると、また農産物の検査業務では一人当たり三トンから四十四トン程度の地域によっては格差がある、また統計等の調査関係業務は一人当たり千戸から六千戸の六倍以上の格差があると、こういうことが指摘されまして、いずれにしても勧告を、求められたわけございます。

そういうふうに思つておるわけじゃありません。これまで、今委員の方からお話をございましたように、これから職員が削減されていく。例えば、先ほど自動車について申し上げましたけれども、自動車につきましても、農産物検査、これにつきまして必要なものは特別会計で今整理しておりますけれども、検査の民営化ということが進みますと、これをどうするのかと。むしろ一般会計へ管別会計へ付け替えるかと、こういうことになつてますけれども、検査の民営化といつことが進めています。

○日笠勝之君 たびの法律改正でほぼその趣旨がクリアできると、こういうことかと思います。

○政府参考人(石原葵君) 勧告出てから四年半、やつとこの

ますけれども、そこでは、食糧事務所、支所の総務部門等の各部門、業務の単位等ごとの要員配置が業務量に見合つたものとなるよう徹底した見直しを行い、合理化を図ることと、いう指摘がされているところでございます。

今回、組織再編に伴いまして、我々はこの勧告の趣旨も踏まえまして、一つは、JAS法に基づく食品表示の監視指導や牛の個体識別情報の管理、伝達のための牛の耳標の装着状況の確認等を行なうリスク管理業務と、それから二つ目は、備蓄米の管理運営、米麦の国家貿易の実施等の主要食糧業務ごとに業務に必要な要員を積み上げて食糧事務所の定員を再配置することにしたところでございます。これによりまして、平成十四年度末に食糧事務所に配置されました八千八百四十三人につきましては、リスク管理部門に四千百三十人、主要食糧部門に四千四十二名、合計八千百七十二名を再配置するとともに、定員削減等により六百七十一人減少させまして定員の合理化にも努めているところでございます。

このように、総体としては業務に、勧告の趣旨といいますか、監察の趣旨、これを踏まえましてそれなりの対応をしたところでございますけれども、もう一点でございますが、もう一点でございます地方農政事務所等ごとの要員配置、これにつきましては、正直なところまだ十分なものではございません。我々、再編後の業務実態等を踏まえまして、各事務所ごとの業務が円滑に実施できるよう、この適正配置に努めていきたいと考えておるところでございます。

○日笠勝之君 勧告出てから四年半、やつとこの

行政監察局の行いました行政監察の結果でござい

ますけれども、そこでは、食糧事務所、支所の総務部門等の各部門、業務の単位等ごとの要員配置が業務量に見合つたものとなるよう徹底した見直しを行い、合理化を図ることと、いう指摘がされているところでございます。

今回、組織再編に伴いまして、我々はこの勧告の趣旨も踏まえまして、一つは、JAS法に基づく食品表示の監視指導や牛の個体識別情報の管理、伝達のための牛の耳標の装着状況の確認等を行なうリスク管理業務と、それから二つ目は、備蓄米の管理運営、米麦の国家貿易の実施等の主要食糧業務ごとに業務に必要な要員を積み上げて食糧事務所の定員を再配置することにしたところでございます。これによりまして、平成十四年度末に食糧事務所に配置されました八千八百四十三人につきましては、リスク管理部門に四千百三十人、主要食糧部門に四千四十二名、合計八千百七十二名を再配置するとともに、定員削減等により六百七十一人減少させまして定員の合理化にも努めているところでございます。

このように、総体としては業務に、勧告の趣旨といいますか、監察の趣旨、これを踏まえましてそれなりの対応をしたところでございますけれども、もう一点でございますが、もう一点でございます地方農政事務所等ごとの要員配置、これにつきましては、正直なところまだ十分なものではございません。我々、再編後の業務実態等を踏まえまして、各事務所ごとの業務が円滑に実施できるよう、この適正配置に努めていきたいと考えておるところでございます。

○日笠勝之君 勧告出てから四年半、やつとこの行政監察局の行いました行政監察の結果でござい

構図であるとか人の問題ですね、間接部門をどうするのかとか、建物は一体一緒になるのかならないのかとか、何かそういう具体的な青写真を描かれておりますか。どうでしようか。

度々申し上げていることのIT関連のことです」とあります。

し上げております。そこで、何点かそれに関してお伺いいたします。

これら的基本ソフト、OSですね、基本ソフト、OSについて安全で安いと言われているオーブンソース、こういうものも随時これからは検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。一つ目。

ざいますけれども、我が方で公共事業関係、農業
農村整備事業関係、このシステムを全省的な電子
入札の取引に導入するということで、言わばシステム
全体のパッケージ開発、サーバーの共同利用
ということで今取り組み出しているということで
でございます。

それから、五点目でござりますけれども、これ

り、今回の地方統計情報組織の再編に当たりましては、私ども、全国をカバーします広域的なネットワーク、これを活用しまして、地域における情報受発信機能の強化を図るということで、統計情報事務所あるいはその出張所を統計情報セントターということで改組するということでございまして。これを通じまして、国民への農林水産施策を

した、百十萬円ですね、認証局システムをベースに作ったシステムなわけでございますね。ですか
ら、その本番のシステムは百十万でできたのに、
そのうちの半分の一システムだけでも一千二百万
以上の金額で随意契約されたと。こういうふうに
報道されていますし、私たちの事務所で確認する
とそうだと、こういうことでございますが、それ
はそれで間違いないでしょうか。

○政府参考人(田原文夫君) 先生からただいま御
指摘ありました平成十三年度の電子申請システム
の発注、それから十四年度のテスト認証局の契約

いうことをすべきではないか。
五つ目、これが先ほどの隨契の話と関連するのですが、入札についてはできる限り一般競争入札とすべきではないかと思ひます。
以上、五点について、全部オーケーならオーケーで結構ですし、一つずつ反論があれば反論してください。

○政府参考人(田原文夫君) 随時お答えさせていただきます。

まず一点目のオープンソフトの関係でございましょうけれども、現在我が方ではコアシステムで動かさない

報統括責任者というのはどなたなんですか。
○政府参考人(田原文夫君) これは全省庁で指定されておりまして、官房長である私が指名されています。

○日笠勝之君 官房長も、このC.I.O.だけじゃなくて、いろんな業務が多端でございますので、I.T.担当の補佐官といいましょうか、いわゆるI.T.コンサルタントに匹敵するような非常に詳しい方、こういう方をきちつとサブでそばにいらっしゃらないとなかなか難しいんじゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

ただ、先生のお話にもございましたが、三年後
の統合に向けて、こういった過程において必要な
要員、それぞれの業務を抱えておりますので、そ
の必要な要員の確保を図りながら組織の効率化を
進め、さらに庁舎の現況や地方におきます合同庁
舎の整備の進展、こういうものを踏まえながら、
財政的な効率性というものを最優先しながら庁舎
の配置について検討してまいりたい、このようす
考えておるところでございます。

○日笠勝之君 確認すればいいです。

○政府参考人(田原文夫君) よろしゅうございま
すか。

○日笠勝之君 私、それ一つ一つ内容について、時間もありま
せん、精査するつもりはありません。これから申
し上げることについて農林水産省とすればどう対
応されるべきか、お尋ねになります。

保証がなされております唯一のOSでありますNTも、これがあ数年後には改良を予定されていくことなどがござりますので、その時点におきましてはオープンソフトの導入がされるかどうか、これは検討させていただきたいと思います。それから、二点目の共通プラットフォームといいますか、汎用言語の問題でございますけれども、これは現在は私どもJavaを使っておりませんが、これはやはり月並うござるが、今後は

○政府参考人(田原文夫君) 現実的には官房の中
に情報システム課長というのがおりまして、全体
的なサポートを行つてもらつておりますが、この
五月一日付けだつたと思いますが、NTT出身の
いろんな資格を持つた方々も採用
いたしまして、言わばそういった実態的な面から
いろいろなアドバイス等々、そういったことは
やつてもらうようなことを対応させてもらつてお
ります。

○[正味問題] どうか 行政改革に資する新規の制度を設けますようにしっかりと対応をお願い申し上げておきたいと思います。

続きまして、ちょっと法案より外れるかもしけませんが、この前から、先日来、私、委員会で

私は、公共事業官庁でもある農林水産省は電子入札システムを採用すべきだということは前から申し上げますので、イエス、ノーでお答え願えれば結構でございます。

成十四年度が「百八十三億で、平成十五年度が「百七十六億と、本省分だけですよ、巨額のお金でござりますから、これがやはりきちとした国民に納得、説得できるような入札であり、また能力ある

アップ、スキルのアップ、こういうことが図られなきやならないわけですから、費用対効果といふことを十分考えながら、来年度概算要求もそろそろ近いんでしようから、しつかりCIO、官房長、先頭に立つて対応をお願い申し上げておきたいと思います。

水省の中に、農林水産省の中に消費・安全局が設置される予定でございまして、その中に表示・規格課ですか、というのが予定をされていると聞いておるわけでございます。

ところで、この表示について、これは平成十五年一月の食品表示に関する行政評価・監視結果に基づく勧告というのが今度は総務省の方から出ておりますが、その中に三千名のアンケート調査結果が付記されております。生鮮食品及び加工食品の表示について現在の表示で十分かという問い合わせに対して、農産物で七%は十分だと、畜産物では四%、水産物では八%、精米、お米ですね、お米ですが、すと一六%、加工食品九%となつていて。ということは、今の表示に付して満足している人はほとん

んど一けた以下と、九割、精米がちょっと違います
ですが、ほかの農産物、畜産物、水産物、加工食食では、ほかの九〇%以上の方は今の現在の表示では十分でないということになるわけですね。これは総務省のアンケート結果でござります。
そこで、これから、余り時間もございませんが、何点かお聞きしたいのは、私は今、この前から申し上げておりますように、いろんな表示について、本屋さんに行くと本が一杯出ておりますね。「食べるな、危険!」だとか「安全な食品はどこで買えるか。」とか「大ウソだらけの食品表示」とか「こんなモノ見えるか!？」とか、一杯ありますよ。そういう中で、私もううんと思うものにつきまして、表示の関係について何点か、時間がある限りお伺いをしたいと思います。
まず、先日、私もスーパーに行って精肉売場のところを見ますと、焼き肉セツトというのがあるんですね。これはいろんな部位が混合されている

焼き肉セツトでございました。カルビがあり口へ
スがありタンがありというものでございました。
しかし、全然原産地表示がございません。先日、
お魚のことは大臣にも申し上げましたね。刺身の
単品だけであればどこかの原産地かということは皆
書いていますが、二種類以上になつちやうと書い
ていませんね。それと同じで、焼き肉セツトは、
单品は皆ありましたよ、オーストラリア産だとか
カナダ産までありましたけれども。だけれども、
こういうセツトになつてくると原産地表示とい
うものはないんですけども、いかがされますか。
○政府参考人(西藤久三君) 食品の表示、先生御指摘
ありますように、先回の、前回の十一年のI
AS法改正で一般消費者向けの食料品すべてに表
示をお願いするということで、十一年の七月から
は生鮮食料品に、十三年の四月からすべての加工
食品にJAS法に基づく品質表示という表示をお
願いしている状況にございます。
今申しましたように、食品を基本的に、私ど
も、生鮮食品と加工食品に区分いたしまして、そ
れごとにルールを決め、表示をお願いしてきて
る状況にございます。
今、先生御指摘の、牛、豚等複数の種類の肉を
盛り合わせた焼き肉セツトの場合、加工食品とし
て、名称、原材料名、製造者等の表示を義務付け
ております一方、盛り合わせに含まれる肉、单品
であれば生鮮食料品として表示をお願いして
いる
原産地の表示は、加工食品として不要という取扱
いをいたしている状況にございます。
先生も御指摘ありましたように、刺身の盛り合
わせとある面で同じ問題を抱えている状況でござ
います。この肉の盛り合わせ、あるいは刺身の盛
り合わせということは言わば生鮮食料品と加工食
品の境界の位置付け、その位置付けの商品をどう
するかということでおざいまして、御指摘のとお
り、現行のルールが非常に分かりにくいという御
指摘があるのは私ども十分承知をいたしております。

○日笠勝二君 もう時間ありません。
最後に、この消費・安全局ということは恐らく
表不全般について調査御審議願うということで、
食品の表示に関する共同会議を設置させていた
いております。この中で、正に生鮮食品と加工食
品、さらに食品の原料・原産地表示等の問題と
連して御論議をいただいている、正にその状況に
ござります。

私たちも、この共同会議自体、オープンで御論議
いただいている状況でございます。調査状況・御
審議の状況もオープンにさせていただいておりま
す。肉のセット物あるいは刺身の盛り合わせ等、
生鮮食品と加工食品の境界に位置付けられる食品
の表示について、消費者に一層分かりやすいもの
にするためどういう形がいいのか、審議の結果を
踏まえて対応していくたいというふうに思ってい
るところでございます。

○委員長(三浦一水君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

午後一時開会

午前十一時五十三分休憩

○委員長(三浦一水君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

願いして、終わりたいと思います。

が、国民の信頼にこたえるような表示、分かりやすい表示、これを心掛けていただきたいことをお

後日、表示については議論させていただきますが、大変國民は期待をしていると思うんですね。そういうことから見れば、この表示・規格課といふのは非常に國民の期待が大きい。不正表示の取締りと排除ということも、その何か任務に掲げられておるようでございます。

是非ひとつ、今日時間がありませんので、また

休憩前に引き続き、農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関する承認を求める件の両案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次発言願います。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

農林水産省設置の改定と地方農務事務所、北海道事務所の設置に関する承認を求める件ということの議論なわけですが、それに先立ちまして、カナダ産BSEの問題、トレーサビリティーの問題について最初に質問をしたいと思います。

それで、大臣は先週の委員会の中で、カナダ産牛のBSEの発生を受けて、アメリカ大使館に対し私の責任で申入れを行うというふうに言わされました。それで、実際にどのような内容で申入れをするのか。その中身について、まず御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(龜井善之君) そのように申入れをす るということを申し上げました。それは、先ほどもちよつと御答弁を申し上げましたが、この委員会、それぞれの委員の皆さん方の御発言、このことを踏まえて申入れをするということが私は一番大切なことだと、こう思っております。それにはいろいろ今回問題、やはり食の安心、安全と、そして安全な、安心して食べていただくことができる輸入ということを図らなければならないわけであります。

そのようなことから、安全な牛肉が輸入されると、こういうことが必要でありますし、さらには、我が国におきましては、国産牛のトレーサビリティーシステムを導入すると、こういう、そしてこの法律もあるわけでありまして、このような問題、これらを説明すると同時に、やはり何といつても安全な牛肉が輸出されるように要請をすると。また、先ほども申し上げましたが、本委員会でのいろいろの御審議の状況というのも十分先方に伝えて、そして安心して輸入牛肉を消費し

ていただけるようなことができるよう申入れをしたいと、こう思つております。

○紙智子君 今のお話聞いていますと、余り鮮明
じやな、ようこ思うんです。

しないよんに思ひますね

臨むのか、そして中身はどういうことを要求するのか、ということは大事だというよう思ふんです。

も、私の言葉ではつきりそのことも申し上げなければこれは当然ならないことだと、こう思つります。

そのほか、いろいろ動物検疫の問題、そして特定部位の問題等々につきましても口頭でしつかんで申し上げる等々、やはり今、日本でこうしてBSEの発生と、そしてそれに伴うトレーサビリ

けお特りS.S.今、決して水際のところでの検疫というのはできているというふうには言えない状況だというよう思います。水際というのは、やっぱり輸入されてくるものが安全なのかどうかということを検査をするときに、いつたん検査の結果が出るまでは止めておいて、通関させないで、そしてやっぱり結果が出て安心だというふうに、安全だというこ

うなことをお話ししされるんですけれども、どういう認識でアメリカ大使に対してもう話をするのかということでは、今現在、じや実際に、現在のアメリカで安全な肉といった場合に、アメリカの中でのカナダ産のこの牛、どこからどこまでがカナダ産で、あとそういうのがどういうことをしっかりと識別する、そういう能力と一貫していかなければいけないと思います。

実際には、八〇年から八九年に、アイルランドと
も指摘をしているわけですね。されど、ない場合はその所有者の記憶に頼
ることになつてゐるわけですよ。ですから、この
実際にチェックできる仕組みそのものに欠陥がある
ということを、当時のEUのリスク評価の中で

を十分踏まえて申し上げるわけでありますので、私の先ほど来申し上げておりますとおり、この市場大臣として国を代表して、安全な肉といふとのためになお一層、先方に申し上げて、そして安心が得られるようにしてまいりたいと、ここ思っております。

うこれは通関通すということを認めているわけですから、どんどん流通はしていると。

だから、もし異常があつたとか結果が出て大変だということが分かった時点では、これはもう食卓にのつているか胃袋に入っているかというようなやつぱり問題点があるし、その検査の本領にこし

イギリスから輸入していた牛が全部で当時四百九十六頭あつたわけですけれども、結局これ、追跡をしていつて最後まで分からなかつたと、三十二頭が分からなかつたわけですよ。そういう事態があつてEUの評価があるわけです。

ですから、本当に心配のないようについてことを相手国に対してもうすすめするのであれば、やっぱ

○紙智子君 一般的に安全な肉をという形ではなくて、やっぱり具体的に、今私申し上げたような形できちつとやつぱり申し入れるということをやつていただきたいというようにも思ふんですけども、その点はいかがですか。

○國務大臣(亀井善之君) 先ほど来申し上げてみるとおり、今御発言のことを踏まえていろいろ検討

なれをなはい

それでも、大変な膨大な量が入つてくる中では非常に不足だということも議論されてきたのですし、モニタリング検査だけによつても全体の二・四%しかカバーできないという事態があるわけですか
ら、やっぱりそういう意味では、しっかりと輸入のところできつちりとした歯止めを掛ける必要がある
るというふうに思うんですよ。だから、トレーサ

り申し上げてくるつもりでありますから、是非御心配のないよう、私は私の責任でやりますから、是非ひとつ御心配のないようにお任せをいたいと、このように申し上げます。

と、BSEじゃありませんということがはつきりしている牛肉以外はやっぱり輸入は許可しないということを措置として取るべきじゃないでしょか。いかがでしょか。

○紙智子君 そういう委員会の議論の真剣な中身をとらえて、そして相手の国に対しで言うということなんですねけれども、やっぱりどういう認識で

この内容がもし仮に修正されたというふうに仮定して、大臣は、じゃそういうふうになつた場合に、一体どこの国からそれに対して貿易障壁だということで批判、抗議が来るというふうにお考えですかね。

○國務大臣(龜井善之君) ちょっと仮定の話につきましてはなかなかお答えにくいことでありますて、この問題につきましては、もうずっと申し上げておるとおり、我が国におきましては、BSEの発生を踏まえてこの安全性・全頭検査による安全性を確保されているわけがありますが、また、一連の虚偽表示の問題、こういう国産牛肉に対する牛の追跡・検証の可能になるシステム、これを消費者の皆さん方もお求めになつておるわけでありまして、この法律を、個体識別情報の伝達を義務付けるわけでありまして、どこの国からどういうことにつきましては、輸入牛肉についての問題は、そのことにつきましては、どういうことになるか、これ、それぞれ、そういうことを言つたときに、その関係国からそういう話を出でくることなから、若干、国際協定、それぞれ関係する国からそういう問題というのは、そういうことを我が国で決めた輸入牛肉についてそういうようなことを決めた段階では、やはりその関係当事者の国々からその問題が指摘をされるんではなかろうかなと、このように想像されるわけであります。

○紙智子君 抽象的な話をしているんじゃない

ですね。実際に日本が外国との関係で牛肉を入れているというのは三か国です。アメリカにカナダにオーストラリアですよ。一体この国のどこからそういう抗議が来るのかということですよね、これトレーサビリティーやると日本が言つた場合に。だつて、この間の答弁では、貿易障壁だといふうに、それに違反することが予想されるということを答弁されているわですから、だからこの三か国のうちどこから来るのかと。そしたら、例えばオーストラリアでいいますと、オーストラリアでは、既にビクトリア州とい

うところでは、これはトレーサビリティー義務化牛についてはこれはもう義務化というふうになつておるわけです。

じゃ、カナダはどうかというと、今カナダはBSEが発生して輸入がストップしているわけですね。しかし、生産現場から屠畜場までのトレーサビリティーということでいえば、カナダもID制度という形でこれ作つておるわけですね。

そうすると、残りはアメリカしかないじゃないかと。じゃ、アメリカから抗議が来るのが怖くないか。そのことについてはいかがですか。

それで、EUは米国から貿易障壁だというふうに言われようと、WTOで提訴されようと、断固としてこの立場を貫いて、自国の国民の安全を守るんだという立場を貫いていますよ。BSEの問題について言つても、EUでは、米国やカナダからの輸入牛の製品について米国から再三抗議されているわけですね。されているわけだけれども、しかし二〇〇一年の三月には、もうその時点で、特定危険部位については、これは輸入製品については除去ですね、これを義務付けるということが、アメリカから抗議が来るのは怖くないか。そのことについて言つても、やはりさらに今回のことを十分わざわざしておるわけでありますので、なお一層、この輸入牛肉の問題につきましては、水際での問題、先ほども述べましたとおり動物検疫の問題等々、今回のこのトレーサビリティー、それはいわゆるBSEの発生、この蔓延防止、こういうことからこの法律をお願いをしておるわけでありますて、未発生国

の立場かどうかということでは、本当に大きな開きがあるというふうに思うんです。

私は、やっぱりEUとこの日本との対応の姿勢

といふことでいりますと、本当に大きな違いがあ

るというふうに思つてます。国民の命や健康を守

る立場かどうかということでは、本当に大きな開

きがあるというふうに思つてます。

それで、EUは米国から貿易障壁だといふ

うに言われようと、WTOで提訴されようと、断

固としてこの立場を貫いて、自国の国民の安全を

守るんだという立場を貫いていますよ。BSEの

問題について言つても、EUでは、米国やカナダ

からの輸入牛の製品について米国から再三抗議さ

れておるわけですね。されているわけだけれど

も、しかし二〇〇一年の三月には、もうその時点

で、特定危険部位については、これは輸入製品に

ついては除去ですね、これを義務付けるというこ

とをやつておるわけですね。なぜかといえばさつ

ていやらないという話をしているんでしよう

か。そのことについてはいかがですか。

○國務大臣(龜井善之君) それぞれの国、アメリ

カ、カナダ、豪州、今お話をされたわけでありま

すけれども、それぞれの国、私の承知している範

囲では、豪州では加入率が二割ですか、米国に

おきましたもやはり違うわけでありますて、です

から、それらの国々が、今、アメリカだけと、こ

ういうお話をされたわけでありますけれども、そ

れぞれの国の状況と、こういうことによつて違う

ことがありますけれども、それがアメリカに回つて肉骨粉になつてアメ

リカの国内の中にも広がつてゐる可能性があると

入つておると、牛が。そして、もしかするとそこ

にBSEの病原体が入つていたかも知れないと。

それがレンダリングに回つて肉骨粉になつてアメ

リカの国内の中にも広がつてゐる可能性があると

いう、そういう評価をしていたからですよ。そ

ういう下で、はつきりしない中では、やっぱりど

うしても最低限これのことはやらなきやいけない

というようなことで、もう二〇〇一年の時点で危

険部位の除去ということを義務付けているわけ

です。

我が国はどうかというと、今回カナダでBSE

が発生して初めて、ようやつと今回検疫で特定危

険部位については除かせる措置を取らせるといふ

ことですから、それまではだから全くやつていいな

いわけですから、どんどん入つておいたかもしれない

いということが言えるわけですね。

EUは、もうこれだけじゃないですよね。発が

ん性のホルモン剤の問題なんかも、これは提訴を

されて、それで負けておるわけですよ、EUは。

負けていても断固として継続しているわけです

よ。

私は、どちらが本当に国民の安全や健康のため

に真剣な姿勢で臨んでいるかどうかと、一体どつ

ちがそういう目から見れば正しいのかということ

が問われていると思うんです。この点、大臣、

いかがですか。

○國務大臣(龜井善之君) 我が国は我が国の考え

方、そしてまた水際での、先ほどもお話し申し上

げましたとおり動物検疫の問題等々、今回のこの

トレーサビリティー、それはいわゆるBSEの発

生、この蔓延防止、こういうことからこの法律を

お願いをしておるわけでありますて、未発生国

の問題につきましては、は、このままカナダ

と、こういうことと、さらには、今回のまたカナ

ダの問題等々によりましていろいろ御心配をされ

るわけでありますので、なお一層、この輸入牛肉

の問題につきましては、水際での問題、先ほども

お話ししましたが、動物検疫の問題等々につ

いて、未だして、やはりさらには今回のことを十分わざ

わざわざしておるわけでありますて、未だして、

不安のないように、安全な牛肉が輸入さ

れるように、また一方、輸出国におきましては、

御指摘がありましたが、動物検疫の問題等々につ

いて、未だして、やはりさらには今回のことを十分わざ

わざわざしておるわけでありますて、未だして、

まだして、不安のないように、安全な牛肉が輸入さ

れるように、また一方、輸出国におきましては、

御指摘がありましたが、動物検疫の問題等々につ

いて、未だして、不安のないように、安全な牛肉が輸入さ

れるように、また一方、輸出国

心配といいますか、そういう問題について私少し話をしたいと思うんです。

それで、今例として挙げるならば、北海道の網走管内で国営農地の改良事業が行われています。工事今継続中で、新たな計画の変更ということでの手続の段階にあるんですけども、実は先日、私の事務所に、ところにこの関係する三町の町長さんがお見えになりました。農協の組合長さんもお見えになりました。そしてそこで、平成十六年度中に工事を完了させなければ担い手育成支援事業、これが適用されなくなると、早く計画変更の法的な手続が必要だというふうに言われているんだという話だったわけです。

そこで、農水省にお聞きしますけれども、適用の要件ですね。この要件というのは、工事の完成、早期完成云々ということではなくて、これから担い手に対しての農地集積が計画どおりに進むかどうかということが要件になっているんじゃないかながでしょうか。

○政府参考人(太田信介君) お尋ねの担い手育成支援事業でございますけれども、土地改良事業を実施した農家の負担の軽減等を図るために、償還金の利息相当分の一部を助成する事業でござります。その適用につきましては、平成五年度以前に土地改良事業が採択された地区におきまして、担い手への農用地集積要件と償還金の額についての金額要件、この両方を満たす地区であるという条件にしております。

具体的に申し上げますと、農用地集積要件につきましては、本事業の認定から起算いたしまして五年以内に担い手への農用地の集積の増加率がおむね二〇%を超えることなど、金額要件につきましては、償還のピーク時の十アール当たりの合

算年償還金が一定額を超えることなど、複数の要件の中から地域の実情に応じて選択できるという話をしてみたいと思うんです。

それで、今例として挙げるならば、北海道の網

走管内で国営農地の改良事業が完了する事務所に、ところにこの関係する三町の町長さんはお見えになりました。農協の組合長さんもお見えになりました。そしてそこで、平成十六年度中に工事を完了させなければ担い手育成支援事業、これが適用されなくなると、早く計画変更の法的な手続が必要だというふうに言われているんだという話だったわけです。

担い手育成支援事業というのは、これ償還金が、若干安くなるということだと思います。すけれども、こここの管内の小清水町の地区というのは、平成十二年度にこの担い手支援の事業の認定をされているわけです。

そこで、農水省にお聞きしますけれども、適用の要件ですね。この要件というのは、工事の完成、早期完成云々ということではなくて、これから担い手に対する農地集積が計画どおりに進むかどうかということが要件になっているんじゃないかながでしょうか。

○政府参考人(太田信介君) お尋ねの担い手育成

支援事業でございますけれども、土地改良事業を実施した農家の負担の軽減等を図るために、償還

金の利息相当分の一部を助成する事業でございま

す。その適用につきましては、平成五年度以前に

土地改良事業が採択された地区におきまして、担い手への農用地集積要件と償還金の額についての

金額要件、この両方を満たす地区であるというこ

とを条件にしております。

具体的に申し上げますと、農用地集積要件につ

きましては、本事業の認定から起算いたしまして

五年以内に担い手への農用地の集積の増加率がお

むね二〇%を超えることなど、金額要件につき

ましては、償還のピーク時の十アール当たりの合

ことになつております。

○紙智子君 今、要件ということでお話しのとおりだつたというふうに思っています。

ところが、現地の説明では、工事を十六年度に完了しないと適用されないと、早く進めないと利子が安くならないんだと、だから早く計画変更に同意せよということでの乱暴な指導がされていました。

文書でも、実はもう一つここに、

網走開発建設部の網走農業事務所が出していま

るのですね。この文書は。これ見ますと、平成十三

年年度の小清水地区国営畠総事業計画概要とい

うこ

となんですけれども、これによりますと、早急に

なり担い手育成支援事業の助成対象から外れる可

能性があると書いてあるんですよ。これちょっとと

農水省の言っていることと違つんですね。困難になつて外れる可能性があるんだ。

こういう間違つたことを言つて工事の完成を急

がせるやり方というのは、これは私問題だと思

う思はおりになりますか。

○政府参考人(太田信介君) 平成十二年度に担い

手育成支援事業の事業認定がなされております國

營小清水地区の例だと思いますけれども、助成金

の交付に当たりまして、認定から五年以内の平成

十六年度までに担い手への農用地集積に係る要

件、これは達成いただかなければならぬとい

うふうに思つています。

北海道は歴史的な経過もあって、この公共事業

件の中から地域の実情に応じて選択できるという仕組みとなつております。

これらの要件を満足する地区でありまして、該

当する土地改良区又は市町村が平成七年度から十

二年度までに本事業の認定を申請し、それが認め

られた地区を対象といたします。当該土地改良

事業の完了後の負担金の償還に利子助成を行つて

いるという仕組みでございます。

○紙智子君 今、要件ということでお話しのとおりだつたというふうに思つています。

そこで、現地の説明では、工事を十六年度に

完了しないと適用されないと、早く進めないと

利子が安くならないんだと、だから早く計画変

更に同意せよということでの乱暴な指導がされていました。

文書でも、実はもう一つここに、

網走開発建設部の網走農業事務所が出していま

るのですね。この文書は。これ見ますと、平成十三

年年度の小清水地区国営畠総事業計画概要とい

うこ

となんですけれども、これによりますと、早急に

なり担い手育成支援事業の助成対象から外れる可

能性があると書いてあるんですよ。これちょっとと

農水省の言っていることと違つんですね。困難になつて外れる可能性があるんだ。

こういう間違つたことを言つて工事の完成を急

がせるやり方というのは、これは私問題だと思

う思はおりになりますか。

○政府参考人(太田信介君) 平成十二年度に担い

手育成支援事業の事業認定がなされております國

營小清水地区の例だと思いますけれども、助成金

の交付に当たりまして、認定から五年以内の平成

十六年度までに担い手への農用地集積に係る要

件、これは達成いただかなければならぬとい

うふうに思つています。

北海道は歴史的な経過もあって、この公共事業

件の中から地域の実情に応じて選択できるという

仕組みとなつております。

これらの中から地域の実情に応じて選択できるとい

う仕組みとなつております。

昨年三月の紙先生からの御質問を受けて別途御

説明もさせていただきましたが、助成を受けるた

めには、平成十六年度までに国営事業が完了する

という意味ではなくて、本地区的事業完了を予定

する平成十六年度までには担い手への農用地集積

が必要となるということございまして、いずれ

にいたしましても、担い手への農用地集積に係る

必要となるということございまして、いずれ

にいたしましても、担い手への農用地集積に係る

だ、ただ安全かどうかは分からぬといふよ
うな、こんな感じに受け止めてるんですけど、確かにトレスされれば、何か事故が起つたときに、これはどこかというのには分かるかもしらぬ、
そういう面では安心かもしれませんけれども、消費者といいますか、我々が求めているのは安全なんですね。

その辺が、したがつて、法律そのもので、テクニッカ的にこういう法律はあるんだということは、それは認めないわけでもないんですけど、も、基本的にはやっぱり安全だということに向けて進まなきやいけないと、こう思うんでですが、この辺の解釈について、どなたか、大臣、もしろしければ、安心と安全についてどういうふうにお考えになつてあるか、その辺ちょっと。

○國務大臣(龜井善之君) 先ほども私、安全と安心、表裏一体と、こういうことを申し上げましたけれども、正に、やはり安全ということは食品の物理的な面でそのようなことにならうかと思います。その上に、安心というのは精神的なもの、いろいろシステムで安全な体制、こういうことができ、またそれをちよつと補足すると申しますか、そういういろいろなことがでければこれ安心が確保されることではなかろうかな、こう思います。そういう面で、検査等々での安全、またさら安心得うものが確保できることではなかろうかなど、こう思います。

○岩本莊太君 少なくとも私は、消費者が望んで

いるのは、トレースできるから安心なんだということではない、安全だから安心なんだということではない、トレースできるから安心なんだといふことをめぐらしく思っていますので、その点、テクニッカ的に、こういう、法律はこういうものを、こういう取扱いもするんだというようないいろいろなあれがあるかもしれませんけれども、基本的なところはしっかりと農林省やついていただきたい。

今、先生御指摘のとおり、これまで私は統計情報部ということで、今おつしやいましたよ

ありまして、最終的には安全なところまで持つて、いって本当の意味の安心を与えていただきたい、にトレスされれば、何か事故が起つたときに、これはどこかというのには分かるかもしらぬ、
そういうふうに思つ次第でござります。

それと、もう一つ、今度の機構改革についてで大変、統計、情報、統計も情報も大事だと私は思つておりますし、何か、これ余談ですけれども、前の趣旨説明か何かを見ていまして、事務所の方は統計情報事務所とすつとつながつてゐるんですね。今度の場合は、統計・情報センター、今度というか十八年以降ですね。だから、ちよつとこれも誤解かもしませんけれども、前は統計情報の事務所だったのかな、今度は統計の事務所であり情報の事務所であるというふうになるのかな

と、いうふうに思つてます。したがいまして、ポ

ターカーになるというふうに理解をしてるんです

が。

そのとき、これはすつと前に私聞いたことがあります

これにつきましては、一昨年来の例えれば〇一五七

でございますとか、例えばBSEでございますと

か、いろんな問題がございました。その際に、消

費者、それから生産者相互の情報の疎通といいま

すか、そういうものがやはり十分でなかつたん

じやないかと。それによつていろいろ風評被害等

も生じたというふうに私ども理解しております。

そういうことをなくするためには、やはり生産

者、消費者双方のそれぞれどういう取組をしてお

る、どういう動きを持つてることをきちんと把握するのがまず一つだろうと。そして、そ

れをきちんと伝えていくという必要性があるだろ

うと。

それからもう一つは、私ども農林水産省全体と

いたしまして農政の抜本的な見直しを今進めてお

るところでございますが、その農政の見直しを進

めるに際しましても、やはり国民各層の御意見を

伺いながら、どういった御要望があるかといふこ

とを的確につかんでそれを反映していく必要があ

るだろう。国民との間のコミュニケーションを今

まで以上に進める必要があるだろうと。そういう

ことでございまして、今までの統計にくつ付いた

ような情報というよりも、むしろ農林水産省全体

といつしまして、農政を国民の御理解を得ながら

家がいろいろな事業をやつてゐる場合もございま

ざいまして、これは今先生がおつしやいましたよ

うな、農家の農業収入だけではなくて兼業収入、

これは勤め先の収入もござりますし、それから農

家がいろいろな事業をやつてゐる場合もございま

す、そういうもののまで含めまして全体を把握し

な中ボツのない一体的な、統計と情報が言わば一體のものとして仕事をしてきたわけでございま

す。

そもそもは統計、昔は統計調査部と申しまし

すが、統計情報事務所ですか、統計情報事務所、

これを十八年には統計・情報センターになるとい

うふうな機構の改革案が出ております。これで、

いつて本当の意味の安心を与えていただきたい、

に統計センター、情報センターというようなニユ

アンスにならうかというふうに思つております。

○岩本莊太君 私が前に、統計調査部ですか、情

報部ですか、いろいろ注文付けましたら、農村經

済といいますか、農業経済のデータは非常に集め

られるんですけども、農村経済の、農村經濟と

いうか農家經濟ですね、のデータといつのはな

かが集められておらない。御存じのとおり、今

農業というのは、農業所得といつのはほとんどが

百万とか二百万とか、あるいはもつと下とか、そ

れだけで食べていいです。それでいて、

やつぱりそこ、農家としてやっていくのは、ほか

の収入を期待されてると。だから、農業収入は

これこれでも、ほかの収入がこうあつて、それで

やつていければこれは文句は出ないはずですし、

それがどうなるかということを見極めないと、農

政そのものもどういう方向に持つていいか

分からないといつ氣があつたんです。

そういうことで注文を付けたことはあるん

です、が、そういうような視点で大体調査されて

いるふうに、そういうようなというか、そういう

農業に限らず、農家というか、そういうような視

点での調査もやつておられるか。ちょっと細かい

ことですがれども、ちよつと教えていただきたい

と思います。

○政府参考人(山本領君) 今、先生おつしやいま

した農家は当然、兼業といいますか、勤め等も

やつておるわけでござりますので、そういうたこ

とも含めての農家經濟をどうとらえているかとい

うことござりますが、私ども、農家經濟調査、

失礼しました、農業經營調査という調査がござ

ます。その中に農業經營動向調査というものがござ

いまして、これは今先生がおつしやいましたよ

うな、農家の農業収入だけではなくて兼業収入、

これは勤め先の収入もござりますし、それから農

家がいろいろな事業をやつてゐる場合もございま

す、そういうもののまで含めまして全体を把握し

て公表させていただいとおると、「う」というのがあります。

おける情報受発信拠点ということで、生産者、消費者双方へ積極的に情報提供・収集するということ

昨日も決算委員会で大変いろいろ前向きな御答
弁をいただいて有り難いんですが、やつぱり、昨

○中村敦夫君 今日はリスクコミュニケーションについて質問したいと思います。

○岩本莊太君 よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

としてあります。

日も申し上げましたけれども、自給率向上させる
というのはやっぱりあれですね、消費者も安全、

本改正案によつて、農林水産省の所掌事務に農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事

それともう一つは、情報ですね。これは非常に大事な食品の安全なんかも、これ情報がどう、どう情報が消費者に与えるか、あるいはどういう消費者のニーズを取るかというのが大きなポイントになるとと思うんですけれども、結局、農林省の機関としては、情報のやり取りというのは、この情報センターといいますか、ここしかないわけでしよう。ほかにはない。まあ、ほかはやれば別ですよ。やれば別ですけれども、組織としてはこういうものしかない。これをどう活用するか。今まで以上にそれを活用を、消費者に対する情報の提供とかを活用を図らなきゃいけないと私は思うんですけれども、その辺、今後の情報センターの役割についてはどういうふうにお考えになつておられるんですか。

ますとか農協、あるいは地域のオピニオンリーダー等に対面での情報提供を行うとか、消費者とか生産者の意見、あるいは農林漁業現地情報とといったようなものの把握、それを政策立案へ反映させていくと。あるいは、食に関する情報提供の積極的な展開を行うとか、さらに、最近注目を浴びておりますＩＴにつきまして、その講習会を実施するということで農林水産業なり農山漁村のＩＴ化の推進に取り組む、こういったことを業務としていきたいというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○岩本莊太君 文面ではきれいに言われておるんですが、具体的にどうやるかというのがこれからどの仕事かと思うんですけれども、現地におるわけ

そういうような方向に向いてもらいたい。このためにはやっぱりそういう消費者の望んでいる情報とを与えて、その消費者に選択をしてもらうと、それしか僕はないんじゃないかなという、今の国際的ないろいろな枠組みの中で、そう思つておりますし、そういう点からこういうトレーサビリティー、これはいろんなもう、昨日、西藤局長のお話でもいろんなもう、簡単に議論できなくぐらいいいろいろあると思うんですけども。したがつて、もう最終的には情報、食料情報というのがひとつたりとみんなに分かるような、そういうものを持っていくべきであると私は思うんですけども、その辺のこれからの方針について大臣の御決意のほどをちょっとお願ひいたします。

務のうち、生産過程にかかるものが追加されるために、この事務を元的に担当する消費・安全局というものが設置されるわけですね。その消費・安全局には省令等によつてリスクコミュニケーションを担当するスタッフ職の消費者情報官といふものが設置される予定になつています。また、本年度の予算で、独立行政法人農林水産消費技術センターにリスクコミュニケーション・センターが創設されたといふふうに聞いています。それから、厚生労働省においてもリスクコミュニケーション体制を強化するとの聞いています。

このリスクコミュニケーションというのは、リスク評価・管理の過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、生産者、学識経験者の間でリスクに関する事柄についての情報や意見を提

○政府参考人(山本領君) 今、先生の御指摘のございました、消費者に対する、あるいは国民に対する情報の提供をきめ細かくやっていくということをございますが、先ほど申し上げましたように、今回の統計情報組織の再編でござりますけれども、正にそういった消費者あるいは生産者にきめ細かな情報を提供するということで再編をしておるわけでございますが、具体的には、まず一つおはなせねばなりませんが、それは、本省に全省の情報関係業務を統括いたしまして

す。 情報というのをやつぱり、生産者、消費者の本當に末端の人の声はどう取られるか。大体、今まで中間的なものを通しているから何か色が付いたり、間違った情報になつたり、間違つて伝えられたりといふことがあつたと思うんですね。その辺、是非、現地にいるという強みを活用して情報活動をしていただきたいと、こう思つております。

(同)國務大臣(亀井善之君) 今回のトレーサビリティーシステムの活用、そういう面では、生産段階で栽培方法等が御理解をいただく、そういう情報報が発信することも可能だと思いますし、また製造過程では加工方法、こういう面の情報、そういうことが消費者に積極的に提供される。あるいはまた、食卓と農場、生産現場との結び付き、顔が見える関係、こういうものが構築できるのではないか。そういう中で、安全性や品質に関する

供、交換、共有することであり、多様で双方向にコミュニケーションする事が重要とされており、ます。そこで、総合食料局長にお尋ねしますけれども、この消費者情報官についてどのような職務が予定されているのかということ、もう一つ、リスクコミュニケーション・センター、それから厚生大臣の情報公開という役割を意味しているんだと思います。

情報担当の課を設けるということにしておりま
す。さらに、統計情報事務所・出張所を地域にお
きます情報受発信の拠点となります統計・情報セ
ンター、これは先ほど先生おっしゃったとおりで
ございますが、これに改組しまして、これまでの
統計調査の実施に加えまして情報業務を担当する
組織を整備するということにしたわけでございま
す。

特に、新たな統計・情報センターでは、生産地
から消費地までカバーするネットワークを持つて
おりますので、これを活用いたしまして、地域に

それと、私、通告したのはトレーサビリティー、この間、西藤局長とちょっとやつたんですが、余り時間がなくなりましたので、また別の機会にトレーサビリティーについていろいろとやりたいと思うんですけども、このトレーサビリティー、大臣も大変大事だという御認識だと思うんですけども、先ほど来言っていますように、これは完全なものではない、完全なものではないけれども、それこそ消費者に直結するシステムになると、これは私はそう思っているんですけども。

信頼感、こういうものが向上すると 思いますし、さらには消費者の信頼関係の醸成というものが重要な役割を果たすわけでありまして、こういうシステムを契機に、また生産の段階でも消費者のニーズにこたえる、消費者に提案をする提案型の生産、こういうものが私は可能になるんではなかろうかと。この消費者と生産者と、顔の見える関係、こういうものが構築できることを期待をして、またそのようないろいろなことを進めていかなければならぬと、こう思います。

○政府参考人(西藤久三君) 食品安全行政を的確に進めていくためには、当然のことながら国民の信頼を得ていく、そういうことが必要であります。消費者等の関係者に正確で分かりやすい情報を積極的に提供する、それと同時に消費者の懸念や意見を、一方通行ではなくて消費者の懸念や意見を施策に反映するよう努めることが重要だというふうな関係になるのか、具体的に御説明いただきたいんです。

に考えております。

○中村敦夫君 そこで、消費者情報官というのは大事な役割になる気配ですが、ついでにお聞きしますけれども、この消費者情報官になる人、これが廃止される食糧局から食糧部へ異動できなかつた職員の再就職先になるんじやないかという、そういう予測が広まっているんですよ。それと、これは本来の目的じゃなくて、省内のハロー・ワーク事業になってしまふんじやないかということが、いかがですか。

○政府参考人(田原文夫君) お答えいたします。
具体的な消費者情報官、まだこれは仮称でござりますけれども、具体的な職務につきましてはただいま総合食料局の方からお答え申し上げましたけれども、現実的にこうした職務をこなす者をどういうふうなところから任用していくかということにつきましては、基本的にこうしたリスク・コミュニケーションを行うというふうなことの資質に堪え得るような人材であるかどうか、適材適所の観点から人材を充てなければいけないというふうに考えております。

具体的に人事をどうするかという問題は、この御審議いただいております設置法が成立しました後、今、七月一日目標ということで準備をさせていただいておりますけれども、具体的には人事異動の案を作りまして大臣に御判断をいただくわけでもございませんけれども、いざれにいたしましても、まずは部内におきまして適材適所の観点からこうした新しい職務に適した人間かどうか、こうした点をあれいたしまして大臣に御判断をいただく、かようなることになるんではないかと考えていてる次第でございます。

○中村敦夫君 そのことについては後ほどもう一つ質問しますけれども、先に厚生労働省の食品安全課長にお伺いします。

厚生労働省における食品安全のリスクコミュニケーションについて、だれが責任者なのかと。つまり、農水省消費・安全局の消費者情報官に相当

○政府参考人（遠藤明君） 厚生労働省におきましては、改正食品衛生法におきましてリスク管理機関としての国及び都道府県等の義務と位置付けられており、食品の規格基準や監視指導計画の策定など、具体的な基準設定等に際しその趣旨、内容等を公表し、広く国民又は住民の意見を求めることとしており、さらにに基準設定等を行う場合以外のときにつきましても、食品衛生に関する施策全般について定期的に施策の実施状況を公表し、広く国民又は住民の意見を求めるとしております。

厚生労働省におきまして、具体的には規格基準や輸入食品監視指導計画の策定等の際にホームページ上で意見を募るほか、できる限り消費者等との直接の意見交換の機会を確保するよう努めることとしているほか、これ以外の場合にも消費者等との意見交換のための懇談会及び食品の安全に関するシンポジウムを含め、年八回懇談会等を開催することとしていることとしているところでござります。

いざれにいたしましても、専門的な内容も含め、国民や住民の皆様に分かりやすく伝えることが肝要であり、分かりやすい資料の作成、説明の仕方の工夫などに努めるとともに、意見交換会の実施方法等について消費者団体等の御意見も伺うなどしながら進めてまいりたいと考えております。

また、都道府県等におきましても、リスクコミュニケーションにつきまして同様の対応が取られ、リスクコミュニケーションを行なうのかということについて御説明いただきたいんですが。

○中村敦夫君 これまで農林水産省、厚生労働省、この二省は消費者運動グループとか有機農業者グループなどに対しかなり冷たい姿勢を取ってきてるんですよ。こういう人たちの意見を聞くと、どうも役所の対応がおざなりで、むしろ左関払いというような、そういう印象を受けることばかりだという批判が強いんです。

こうした姿勢が改まらない限り、実際のところリスクコミュニケーションというのは名ばかりの、要するに一方的な安全情報の押し付けになるんではないかというふうな危険性を感じるんですね。今後の対応についても、消費者からの情報、意見を聞くとしても、貴重な御意見ありがとうございますと、まあ聞いておくだけであつて、あとはもう、安全です、安全ですと答えるんでしょうね。そういうふうになつてしまふんじゃないかなというふうに、まあ悪く言えば想像できてしまうんですね。

要するに、なぜだといいますと、長い間踏襲されてきた役所文化というのがあって、これは一朝一夕で、名前が変わったからといって、変わるものじゃないということがあるので、これは大変重要なことだと思いますね。

こういう疑惑を晴らすためには、これまでの姿勢が転換したと目に見える何かが必要だと思います。その最大の何かというのは、これは人材なんですね。私は、人材そのものがその場所の文化というものを変えるわけですね。これは日産のゴーンさんを見ただけでも分かりますね。体質が変わってしまうんですね、人間が替われば。ですかから、それが必要で、これまで消費者運動などの声に余り耳を傾けてこなかつた農林水産省では、今後は消費者問題というものを理解する人材というのは欠かせないというふうに思います。

そこで、官房長に質問しますけれども、消費者情報官、これについて任期付採用制度を活用して、やはり消費者運動に取り組んできた人たちの

卷之三

<p>中から採用するということをお考えになつてはいかがでしようか。</p> <p>○政府参考人(田原文夫君) 委員の方から任期付任用制度を活用してという御指摘でございました。消費者情報官の仕事ということは、先ほど来申し上げておりますように、いろんな意味でのリスクコミュニケーション、こういったことのほかに、食生活、健全な食生活ですか食料の商品開発に関します知識の普及ですか、いろんな意味での食料の安全情報関係の提供、こういったいろんな仕事があるんではないかというふうに思います。言わば、このポストに就いて仕事をやつしていくことのためには、リスク管理機関ということで位置付けられております農林水産省の仕事にも精通している必要があるという面もあるんではないかというふうに考えております。</p> <p>また、当省には一応三万人を超える職員もございまして、その中から適材がゼロかということになりますと、これはこれで私ども、やっぱり当たりますと、それにふさわしい人間があるんではないかというふうに考えておりまして、まずは部内の人間で適切な人間がいるかどうか、適材がいるかどうか、そういう点から考えていくのが順番ではないかと、かのように考えておる次第でございます。</p> <p>○中村敦夫君 ですから、そういう答えだとやはります。今説明したように、人が替わらなきや文化が変わらない。全部消費者を入れると言っているわけではありませんよ。多様な人材をそろえるということがその部局の豊かさというものにつながる。これは当たり前のことなんですね。これをやつぱりやつていただかないと困ると思うんですよ。</p> <p>私は、これ同様のことは、消費・安全局そのものにも言えると思うんですね。専門家というのは、つまり農林水産省の役所で専門的にやつてきたから専門家ではないんですね。専門分野というのいろいろな角度であるわけですから、やはりこの消</p>
<p>費・安全局全体においても任期付採用制度といふものを、思い切って人事というものを豊かにするかがでしようか。</p> <p>○國務大臣(龜井善之君) 人事、人材の登用と、これにつきましては、適材適所と、このことが一番大切でありますし、また、これが公平を旨としたければならないわけであります。</p> <p>私も、政治家としてずっと農水に關係したり、今日までいろいろの關係と、また、この間から役所に参りまして幹部やあるいはそれ以下の人たちと比較的お目に掛かる、また会つていろいろ意見を交換する機会を持つております。</p> <p>そういう中で、先ほど官房長からも三万人と、こういう数字が出来ましたけれども、大変優秀な人材が、私は、おります。その人材をやはり適材適所に使つて、そして今回、このような組織、食糧庁を廃止し、そして食品安全局と、また食の安全部内の人間で適切な人間がいるかどうか、適心、安全と、こういうものを成し遂げるわけでありまして、この間から答弁の中でも、これを実行するには、やはり職員の意識改革と、このことが重要なことだと、こう申してもおるわけであります。</p> <p>○中村敦夫君 これら、この人事につきましては、適材適所、また、省内に私はそれをなし得る優秀な人材があると確信をしておりますから、その人材を活用して国民の期待にこたえてまいりたいと、こう思つております。</p> <p>○中村敦夫君 非常に消極的で閉鎖的なお答えで、非常に残念なんですね。</p>
<p>○委員長(三浦一水君) 他に御発言もないようですが、兩案に対する質疑は終局したものと認めます。</p> <p>○委員長(三浦一水君) 農林水産省設置法の一部を改正する法律案、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案及び地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件、以上六案件を一括して議題といたします。</p> <p>牛の個体識別そのための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案の修正について和田君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。和田ひろ子君。</p> <p>○和田ひろ子君 私は、牛の個体識別そのための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案に對し、民主党・新緑風会、日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派並びに各派に属しない議員中村敦夫さんを代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでござります。</p> <p>○中村敦夫君 これより、その趣旨について御説明いたします。</p> <p>牛の個体識別そのための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案に対する修正案趣旨説明。</p> <p>本法案は、我が国における牛海绵状脑症の発生にかんがみ、その蔓延を防止するための措置の実施の基礎とともに、牛の個体識別そのための情報の提供を促進することを目的として、牛個体識別台帳の作成、牛の個体識別番号の表示等の措置を講ずることとしており、このシステムを活用することによって、国内においては感染牛の所在や国産牛肉の追跡調査等も可能となります。</p>
<p>しかし、食の安全、消費者の安全という視点から見ますと、重大な点が欠落しております。すなはち、我が国の牛肉流通を見ますと、国産牛肉は四割にも満たず、輸入牛肉が六割以上を占める状況にあります。そのため私たちは、輸入牛肉についても本法に基づく表示の対象にすべきであると主張してまいりました。</p> <p>また、さきに成立いたしました食品安全基本法につきましては、国産品、輸入品を問わず、食品安全性の確保が図られるよう、国内外における食品供給行程の各段階における安全性の確保措置が適切に取られるべきであるとする基本理念の修正が全会一致で行われました。</p> <p>私は、この修正の趣旨から、輸入牛肉についても、国産牛肉と同等の安全性の確保と消費者に対する適切な情報の提供がなされるべきことは当然と考えますが、政府は、輸入牛肉については、BSE清浄国からしか輸入が行われていないことから、その安全性は確保されており、トレーサビリティを求める必要はないとしており、衆議院におきましても、ここに提出しております私たちの考え方と同様の内容の修正案に与党の皆さん御賛同は得られませんでした。</p> <p>しかし、その後の事態はどうでしょう。五月二十日にカナダでBSEが発生したことが明らかになりました。政府はカナダからの牛肉・牛肉製品の輸入停止措置等を取りましたが、この牛は一月に解体されており、一月以降五千トンの牛肉がカナダから輸入されております。この間に輸入されたカナダ産の牛肉は安全なのでしょうか。回収できる体制にあるのでしょうか。</p> <p>また、カナダ産の最大の輸出先はアメリカであり、アメリカからカナダ由來の牛肉が輸入されています。このため政府は、アメリカに対しカナダ由來のものは輸出しないよう要請しているところであります。しかし、アメリカから日本に輸出されている牛肉がカナダ産のものであるかどうかを確認することはトレースなしでは不可能</p>

であります。このため、アメリカから輸入牛肉がカナダ由来のものでないと断定できない場合は、カナダと同様の危険性は否定できず、その牛肉を輸入することのはずであります。

政府は、この期に及んでも、未発生国からの輸入だから安全であり、表示の対象とする必要はないと言われるのでしょうか。そしてまた、輸出

国が安全を確認したから安全だという主張性がないと言われるのでしょうか。そしてまた、輸出

国が安全を確認して続けるのでしょうか。

私たち、今日のこのような事態にならないたために、すなわちアメリカの牛肉の安全性に不安と不信を抱かざるを得ないような、お互いの国にとって不幸な事態にならないためにも、そしてまた、危機管理として、危険が確認された場合の製品回収が迅速にできる体制を作るためにも、輸入牛肉についても可能な限りトレースできるシステムが必要であると考え、修正案を提出する次第であります。

修正案はお手元に配付しておりますが、以下、その内容を御説明いたします。

修正案の第一は、特定輸入牛肉の定義であります。この法律において、特定輸入牛肉とは、食用に供される輸入された牛肉であって、牛の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する制度が実施されている国又は地域から輸入されたものをいうこととしております。

第一は、輸入された牛肉に関する措置であります。

特定輸入牛肉を輸入する者は、特定輸入牛肉台帳を作成、保存しなければならないこととしておりまします。また、販売業者及び特定料理提供業者は、特定輸入牛肉の販売又は料理の提供をするときは、当該特定輸入牛肉、料理等に、個体識別番号等を表示しなければならないこととしております。さらに、販売業者は、特定輸入牛肉以外の輸入牛肉を販売するときは、当該輸入牛肉が特定輸入牛肉でない旨を表示しなければならないこととし

ております。

第三は、農林水産大臣は、販売業者等が表示義務を遵守していないと認めるときは、勧告、命令を行なうことができるとしております。

第四は、特定輸入牛肉台帳を作成、保存しなかつた者及び表示義務に係る命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処することとしており

ます。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(三浦一水君) これより六案件並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、農林水産省設置法改正案及び地方自治法第百五十六条规定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件に反対の討論を行います。

農林水産省は、米が日本人の主食でなく一般商品になつたとの認識の下で、米の生産、流通、備蓄などの計画制度を廃止し、基本指針にレベルを引き下げるとともに、生産調整を生産出荷団体が方針策定し、国が認定する仕組みにしていま

す。農林水産省設置法改正案を国会提出し

て、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、食品安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、食品安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。

〔賛成者挙手〕

事務所を設置するものであり、食糧事務所を廃止することに伴う措置であります。

その点では、国の米生産、流通、消費に関する責任放棄政策に基づく食糧庁、食糧事務所、食糧事務所支所廃止と対になるものであり、賛成することはできません。

○委員長(三浦一水君) 他に御意見もないうどうですか、討論は終局したものと認めます。

これより順次六案件の採決に入ります。

まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 少数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

次に、食品安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案の採決を行ないます。

まず、和田君提出の修正案の採決を行ないます。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 少数と認めます。よつて、和田君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行ないます。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求める件の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

次に、食品安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

○委員長(三浦一水君) 本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三浦一水君) 全会一致と認めます。

〔賛成者挙手〕

であります。

に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

食品の安全性の確保に係る農林水産関係

法律の施行に関する決議(案)

我が国においては、経済社会の発展に伴い国民の食生活が豊かになる一方、食品流通の広域化・国際化や科学技術の進展などを背景として、牛海綿状脳症(BSE)の発生を始め、食品安全に関わる問題が相次いで発生している。

このため、今国会で食品安全基本法が制定され、国民の健康の保護を最優先に、リスク分析手法を導入し、国内における一連の食品供給行程における安全性の確保を図ることを基本理念とし、関係府省が一体となって、食品安全行政を総合的に推進することとされたところであります。

よつて政府は、本法の施行に当たり、特に次の事項の実現に努め、「食」の安全と安心に万全を期すべきである。

一　国内外における食品供給行程のあらゆる要素が安全性の確保に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、輸出国におけるリスク分析の状況や食品関連の事故に関する情報収集等に努め、輸入農林水産物や生産資材についてその安全が確保されるよう、関係機関が連携して適切に対処すること。

二　食品安全行政を総合的に推進するため、国の関係機関の有機的連携を確保するとともに、国と地方の適切な役割分担の下、生産者・事業者に対する指導・監視、情報の共有化等リスク管理を的確に実施できる体制を整備すること。

三　国産牛肉の生産履歴管理(トレーサビリティ)システムについては、円滑かつ確実に実施するため、関係者に対し周知徹底を図るとともに、生産者・事業者に過度の負担が生じないよう必要な支援措置を講ずること。

また、先般、未発生国といわれたカナダに

また、「農場から食卓まで」のフレードチーンの各段階における食品の衛生・品質管理の促進に努めること。

七 「食」の安全と安心が将来にわたって確保されるよう、法律の施行状況、社会経済情勢

の変化等を勘案しつつ、食品安全に係る制度を講ずること。

(一)　未発生国についても、発生のリスクに応じた侵入防止措置を講ずる必要があるた

め、我が国独自のBSEステータス評価を速やかに行うこと。

(二)　輸入牛肉の安全・安心に対する消費者の懸念を払拭するため、新たな制度等を含め所要の措置を検討すること。

(三)　輸入牛肉の安全・安心に対する消費者の懸念を払拭するため、新たな制度等を含め所要の措置を検討すること。

(四)　現在、我が国の消費量の六割を超えている輸入牛肉について、その安全性に対する消費者の懸念を払拭するため、新たな制度等を含め所要の措置を検討すること。

四 生産資材の安全性及びその使用の適正化を確保するため、生産者等に対し周知徹底を図ること。

五 食品の安全性に関する不測の事態に的確に

対処できるよう、情報の収集・分析・提供体制を強化するとともに、危機が発生した場合の関係機関の連携・対応等に関するマニュアルを整備し、販売禁止措置や回収命令などが迅速かつ適切に行われるよう努めること。

また、人畜共通感染症に関する調査研究及び輸入検疫を強化すること。

六 HACCP手法の導入に当たっては、中小零細企業が大宗を占める我が国食品製造業の実情に十分配慮し、関係事業者が取り組みやすいよう、その啓発、人材の育成、施設の整備等につき支援措置を講ずること。

項目並びに同条第一項中「限る。」の下に「第二十条第一項並びに同条第二項において読み替えて準用する

決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、亀井農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

七 「食」の安全と安心が将来にわたって確保

されるよう、法律の施行状況、社会経済情勢

の変化等を勘案しつつ、食品安全に係る制度

を講ずること。

（一）未発生国についても、発生のリスクに応じた侵入防止措置を講ずる必要があるた

め、我が国独自のBSEステータス評価を速やかに行うこと。

（二）輸入牛肉の安全・安心に対する消費者の懸念を払拭するため、新たな制度等を含め所要の措置を検討すること。

（三）輸入牛肉の安全・安心に対する消費者の懸念を払拭するため、新たな制度等を含め所要の措置を検討すること。

（四）現在、我が国の消費量の六割を超えている輸入牛肉について、その安全性に対する消費者の懸念を払拭するため、新たな制度等を含め所要の措置を検討すること。

（五）生産資材の安全性及びその使用の適正化を確保するため、生産者等に対し周知徹底を図ること。

（六）食品安全に関する不測の事態に的確に

対処できるよう、情報の収集・分析・提供体制を強化するとともに、危機が発生した場合の関係機関の連携・対応等に関するマニュアルを整備し、販売禁止措置や回収命令などが迅速かつ適切に行われるよう努めること。

（七）HACCP手法の導入に当たっては、中小零細企業が大宗を占める我が国食品製造業の実情に十分配慮し、関係事業者が取り組みやすいよう、その啓発、人材の育成、施設の整備等につき支援措置を講ずること。

（八）項目並びに同条第一項において読み替えて準用する

（九）第二十条第一項及び第四項を除き、「」を加える。

（十）第二十四条を第二十九条とする。

（十一）第二十三条第三号中「第十八条第四項」を「第二十三第四項」に改め、同条第五号中「第十九条第一項から第三項」を「第二十四条第一項から第四項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号

中「第十七条」を「第二十二条に改め、同号を同条第五号」とし、同条第三号の次に次の一号を加え、同条を第二十八条とする。

（十二）第十七条の規定に違反して、特定輸入牛

肉台帳を作成せず、特定輸入牛肉台帳に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若

しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しく

は記録をし、又は特定輸入牛肉台帳を保存し

なかつた者

「第六章 罰則」を「第七章 罰則」に改める。

第五章中第二十二条を第一十七条とし、第二十

一条を第二十六条とし、第二十条を第二十五条と

する。

第十九条第三項中「特定牛肉若しくは特定料理」

を「特定牛肉若しくは特定輸入牛肉台帳(磁気

料理若しくは特定輸入牛肉料理」に改め、同項た

だし書中「又は特定料理」を「若しくは特定輸入牛

肉又は特定料理若しくは特定輸入牛肉料理」に改

め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同

項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を

「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第

四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第

五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え、同

条を第二十四条とする。

4 農林水産大臣は、この法律を施行するため必

要があると認めるときは、特定輸入牛肉輸入者

に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当

該特定輸入牛肉輸入者の事務所、事業場その他

書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者

に質問させることができる。

〔第五章 雜則〕を削る。

第十八条第一項中「又は第四項」を「若しくは第

四項、第十八条第一項、第二項若しくは第四項又

は第十九条」に改め、同条第三項中「又は」を「若し

くは」に改め、「第四項」の下に「又は第二十条第一

項若しくは同条第二項において読み替えて準用す

る第十八条第一項若しくは第四項」を加え、同条

を第二十三条とする。

第十七条中「又は特定料理」を「特定輸入牛肉」に改め、同条を第二十二条とする。

第十六条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 輸入された牛肉に関する措置

(特定輸入牛肉輸入者による特定輸入牛肉台帳)

第十七条 特定輸入牛肉を輸入する者(以下「特定

輸入牛肉輸入者」という。)は、農林水産省令で

定めるところにより、特定輸入牛肉台帳(磁気

ディスクをもつて調製するものを含む。以下同

じ。)を作成し、当該台帳に特定輸入牛肉ごとに

次に掲げる事項を記載し、又は記録し、これを

保存しなければならない。

三 特定輸入牛肉の輸入の年月日

四 その他農林水産省令で定める事項

(販売業者による特定輸入牛肉に係る表示)

第十八条 販売業者は、特定輸入牛肉の販売をす

るときは、農林水産省令で定めるところによ

り、当該特定輸入牛肉若しくはその容器、包装

若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所

に、当該特定輸入牛肉輸入者の氏名又は名称及

び住所並びに前条第一号及び第二号に掲げる事

項(以下「特定輸入牛肉表示事項」という。)を表

示しなければならない。

(販売業者による輸入牛肉に係る表示)

第十九条 販売業者は、輸入牛肉(食用に供され

る輸入された牛肉のうち特定輸入牛肉以外のも

のをいう。以下同じ。)の販売をするときは、農

林水産省令で定めるところにより、当該輸入牛

肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又は

その店舗の見やすい場所に、当該輸入牛肉が特

定輸入牛肉ではない旨の表示をしなければなら

ない。

(特定料理提供業者による特定輸入牛肉料理に

係る表示)

第二十条 特定料理提供業者は、特定輸入牛肉料

理(特定料理のうち特定輸入牛肉を主たる材料

とするものをいう。以下同じ。)の提供をすると

できる。

以上の特定輸入牛肉表示事項を表示することが

できる。

一一 いずれの牛から得られたものであるかを識

別することが困難な特定輸入牛肉であるこ

と。

二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得

られた特定輸入牛肉であること。

第一項の場合においては、販売業者は、農林

水産省令で定めるところにより、特定輸入牛肉

表示事項の表示に代えて、特定輸入牛肉荷印番

号(特定輸入牛肉表示事項に係る番号又は記号

以外の番号又は記号で特定輸入牛肉表示事項に

対応するものをいう。以下この条において同じ。)を表示することができる。

前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で

定めるところにより、その氏名又は名称を併

せて表示するとともに、当該特定輸入牛肉の販

売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、

当該特定輸入牛肉荷印番号に対応する特定輸入

牛肉表示事項を明らかにしなければならない。

ただし、他の者が定めた特定輸入牛肉荷印番号

を表示する場合において、農林水産省令で定め

るところにより、当該他の者の氏名又は名称を

表示したときは、この限りでない。

(販売業者による輸入牛肉に係る表示)

第十九条 販売業者は、輸入牛肉(食用に供され

る輸入された牛肉のうち特定輸入牛肉以外のも

のをいう。以下同じ。)の販売をするときは、農

林水産省令で定めるところにより、当該輸入牛

肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又は

その店舗の見やすい場所に、当該輸入牛肉が特

定輸入牛肉ではない旨の表示をしなければなら

ない。

(特定料理提供業者による特定輸入牛肉料理に

係る表示)

第二十条 特定料理提供業者は、特定輸入牛肉料

理(特定料理のうち特定輸入牛肉を主たる材料

とするものをいう。以下同じ。)の提供をすると

できる。

以上の特定輸入牛肉表示事項を表示することが

できる。

一一 いずれの牛から得られたものであるかを識

別することが困難な特定輸入牛肉であるこ

と。

二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得

られた特定輸入牛肉であること。

第一項の場合においては、販売業者は、農林

水産省令で定めるところにより、特定輸入牛肉

表示事項の表示に代えて、特定輸入牛肉荷印番

号(特定輸入牛肉表示事項に係る番号又は記号

以外の番号又は記号で特定輸入牛肉表示事項に

表示しなければならない。

二 第十八条第二項から第四項までの規定は、前

項の場合について準用する。この場合において

て、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定

料理提供業者」と、「一の特定輸入牛肉に」とあるのは「一の特定輸入牛肉料理に」と、「特定輸

入牛肉の販売」とあるのは「特定輸入牛肉を主たる

特定輸入牛肉に係る特定輸入牛肉表示事項を

表示する特定料理の提供」と、同条第三項

中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者

と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「当該特定輸入牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定輸入牛肉の販売の相手方、消費者」とあるものとする。

(農林水産省令への委任)

第二十一条 この章に規定するもののほか、特定

輸入牛肉台帳、特定輸入牛肉に係る表示、輸入

牛肉に係る表示及び特定輸入牛肉料理に係る表

示に関連必要な事項は、農林水産省令で定め

る。

第六章 雜則

附則第一条 附則第一条规定中「第十九条第三項」を

「、第五章、第二十二条、第二十三条、第二十四

条第三項及び第四項」に、「第二十三第三号(第

四項)を「第二十八第三号(第二十三第四項)に、及び第五号(第十九条第三項)を「第五号及び第六号(第二十四条第三項及び第四項)に改め、同条を附則第九条と

び第二十三条を加える。

附則第八条のうち第十条の改正規定中「第二十

条」を「第二十五条」に改め、同条を附則第九条と

する。

附則第七条を附則第八条とし、附則第六条を附

則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附

則第四条の次に第一条を加える。

第五条 附則第一条に規定する日前に輸入された牛肉については、第五章、第二十二

条及び第二十三条の規定(これら規定に係る罰則)を含む。は、適用しない。

平成十五年六月十二日印刷

平成十五年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C